経済産業省
関東経済産業局

日本コミュニティーガス協会
関東支部ガス主任技術者
研修会資料

ガス事業法における手続き等について
（旧簡易ガス事業関係）

2026年（令和8年）7月16日

関東経済産業局

資源エネルギー環境部

ガス事業課

目次

1. 電ガネットについて
2. 各種手続き
3. 供給計画について
4. 法第14条・第15条と小売指針・取引指針について
5. 指定解除に係る定期報告
6. 「一の団地」について
7. 法令違反･不適切事例

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

資料内用語の定義

法・新法	平成29年4月1日以降のガス事業法
旧法	平成29年3月31日以前のガス事業法
改正法附則	電気事業法等の一部を改正する等の法律附則（経過措置に関する規定）
施行令	平成29年4月1日以降ガス事業法施行令
施行規則	平成29年4月1日以降のガス事業法施行規則
経過措置省令	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（施行規則）
小売指針	ガスの小売営業に関する指針
取引指針	適正なガス取引についての指針
団地	旧簡易ガス事業者が営む「地点群」（法令上の用語ではない。）

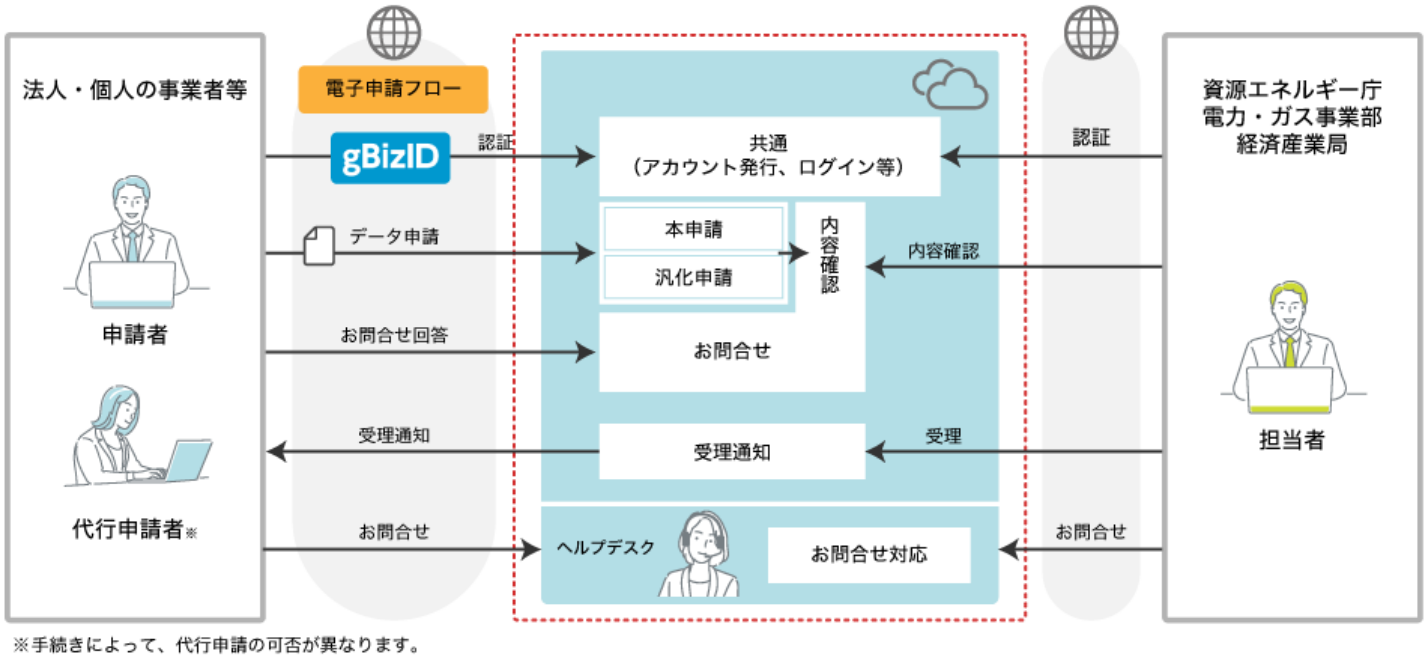
※法令は「e-Gov法令検索」で検索可能です。https://elaws.e-gov.go.jp/

1. 電ガネットについて

マニュアル補助資料としてお使い下さい

1．電ガネットについて①

- 電気事業・ガス事業関連法令専用の電子申請システム。
- 電ガネットを利用することで関係法令に基づく届出を郵送やメールではなく、電子システム上で提出することが可能。



※手続きによって、代行申請の可否が異なります。

1．電ガネットについて②

■ 届出を効率的に行える＆入力ミスを減らすことができる

- 現在の登録情報が参照できる。
- 変更事項のみの入力で手続きが可能。変更前情報の入力が不要。
- エラーチェック機能で記入漏れが防げる。
- 鑑文、変更理由書は、電ガネットに必要事項を入力すれば添付不要。

■ 以前提出した届出情報が閲覧できる＆同様の手続きを提出するときに参考にできる

- 新しい担当者でも、前回提出情報を参照しながら届出が作成可能。

１．電ガネットについて③

- ガス事業法関連で、電ガネットにより電子申請が行える手続きは６種類の手続き。
- 対象手続きは拡充予定。

電ガネットにおける手続き名	条文
①ガス小売事業氏名等変更届出	ガス事業法第７条第４項
②ガス小売事業変更届出	ガス事業法第７条第４項
③ガス小売事業承継届出	ガス事業法第８条第２項
④供給計画届出（※）	ガス事業法第１９条第１項
⑤供給計画変更届出（※）	ガス事業法第１９条第２項
⑥経過措置料金規制の指定解除に係る報告	ガス関係報告規則附則第４条

（※）一般ガス導管事業（法第５６条関係）、特定ガス導管事業（法第８１条関係）も提出が可

１．電ガネットについて④

STEP 1



gBizID アカウントの取得

STEP 2



ログインし、必要情報を入力・提出

STEP 3



お問合せ等通知（メール）の確認

STEP 4



受理完了通知（メール）の確認

1．電ガネットについて⑤　STEP１　gBizIDの取得

- gBizIDとは、１つのID・パスワードで、電ガネットだけでなく、様々な行政サービスにログインできるデジタル庁が提供するサービス。
- 電ガネットを利用する際には、 gBizID**プライム**の取得が必要。
- gBizIDプライムアカウント作成後、プライムに紐付けて、担当者向けのアカウント（gBizIDメンバー）の作成が可能。



種類	**1. gBizIDプライム**		同一法人及び個人事業主内のgBizIDメンバーが提出した全手続の内容を参照することが可能。
		1-1. gBizIDメンバー	gBizIDプライムの配下に設定できるアカウント。同一グループ内の他のメンバーが提出した手続内容を参照することが可能。同一法人のgBizIDメンバーが提出した全手続内容の参照は不可。
	2. gBizIDエントリー		現在の電ガネットでは、このアカウントの利用は不可。
必要なもの	**【書類郵送申請】** ・申請用端末（ＰＣ等） ・メールアドレス ・SMSが受信できる電話番号 ・（法人）印鑑証明書 （個人事業主）印鑑登録証明書 ・登録印		**【オンライン申請】** **<u>法人代表者でマイナンバーカードをお持ちの方のみが可</u>** ・申請用端末（ＰＣ等） ・メールアドレス ・カード読み取り可能(※)およびSMSが受信できるGビズIDアプリをインストールしたスマートフォン （※)対応機種はgBizIDサイトにて確認可能

1．電ガネットについて⑥　STEP2 ログインし、必要情報を入力･提出

■ 電ガネット利用にあたって準備するもの

①インターネットに接続可能なパソコン

②届出の提出に必要な情報

③メールアドレス

④gBizID（ID/パスワード）

gBizID　ログイン画面



電ガネット　ホーム画面



電ガネット　手続作成画面



1．電ガネットについて⑦　STEP2 ログインし、必要情報を入力･提出

- 登録情報が表示されるので、変更がある項目のみ、加除修正を行う。
- 最終確認画面にて、変更箇所がハイライト表示されるので、内容を確認し提出。
- 添付できるファイルはサイズが10MB以下のファイルのみで、１つの手続きに添付可能な上限は１０ファイルまで。

（ガス小売事業変更届出の例）







1．電ガネットについて⑧

STEP3 ✉ お問合せ等通知（メール）の確認

- 当局から問合せがある場合、提出担当者のメールアドレスへ通知メールが届く。
- 当局担当者と提出者の間で該当手続の取下げが合意された場合は、取下げの通知が届く。
- 問合せを受けた手続の件数は、トップページに「差戻し」件数として表示され、内容の確認が可能。

問い合わせメール（イメージ）

○○○様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者より問合せがありました。
下記 URL から電ガネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号：G-N01-00000000
手続：ガス小売事業氏名等変更届出
ログイン画面 URL：：https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先＞
050-2018-7696
＜受付時間＞
平日 9:00～18:00



1．電ガネットについて⑨

STEP4 受理完了通知（メール）の確認

- 受理が完了すると、提出者に受理完了通知メールが届く。
- 受理された手続は、電ガネットログイン後、「手続一覧」メニューの「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると確認可能。
- 受理完了後は、審査タブに「受理日」と「文書番号」が記載され、届出の編集は不可となるため、届出の提出内容に変更が生じた場合は、改めてガス小売事業変更届出を提出する。

届出受理通知メール（イメージ）

○○○様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続を受理しました。
提出いただいた内容については、下記 URL から電ガネットにログインし、ご確認いただきますようお願いいたします。

管理番号：G-N01-00000000
手続：ガス小売事業変更届出
ログイン画面 URL：：https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先＞
050-2018-7696
＜受付時間＞
平日 9:00～18:00

「手続一覧」メニュー＞手続一覧画面（イメージ）



手続一覧画面＞手続画面（イメージ）



1．電ガネットについて⑩

■ 手続一覧画面のステータス列で、届出の現在の状況が確認可能

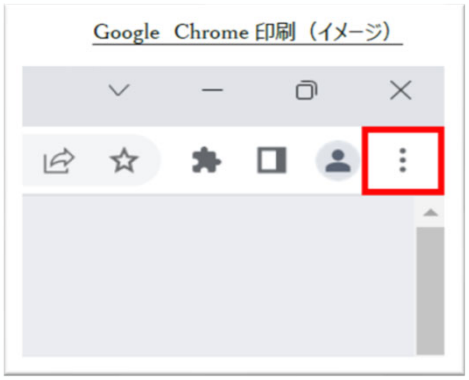
ステータス	説明
作成中	届出を作成中に一時保存し、未提出の状態。提出するには、編集を再開する必要がある。
確認中	審査者が内容を確認している状態。
問合せ中	審査者から問合せを受けている状態。問合せ内容を確認し、該当箇所を修正して再提出する必要がある。問合せ内容を踏まえて、手続を取下げすることも可。
完了	届出が受理され、手続が完了した状態。届出の受理日の確認が可能。
取下げ	提出した届出を取り下げた状態。

手続一覧画面>「すべての手続」（イメージ）



1．電ガネットについて⑪

■ 電ガネットの完了ステータスの画面や、受理完了通知メールを印刷することで、受領印のある副本の代替が可能。



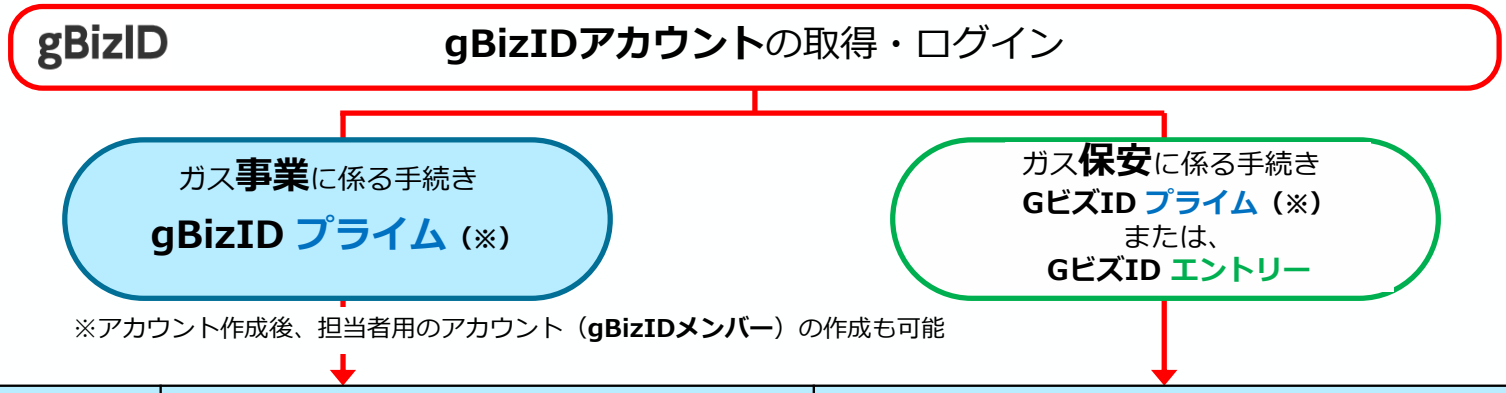
印刷は、ブラウザの印刷機能で行います。
（画像はGoogle Chromeの例）





【参考】ガス事業関連法令の電子手続きについて（電ガネット/保安ネット）

- ガス事業に係る手続きは「電ガネット」、ガス保安に係る手続きは「保安ネット」
- 両システムの利用は、gBizIDアカウント（デジタル庁）の取得が必要だが、両システムで使用するアカウントの種類が異なる点に注意。



	電ガネット	保安ネット
電子申請対象手続き	・ガス小売事業氏名等変更届出 ・ガス小売事業変更届出 ・ガス小売事業承継届出 ・供給計画届出 ・供給計画変更届出 ・経過措置料金規制の指定解除に係る報告（ガス関係報告規則（附則第４条） 経済産業省 関東経済産業局	・工事計画届出書 ・ガス主任技術者選任又は解任届出書 ・保安規程変更届出書　・保安業務規程変更届出書 ・周知状況の届出書　・消費機器調査結果年報 ・ガス小売事業事故年報・導管改修実施状況 ・ガス事故詳報　等 経済産業省 関東東北産業保安監督部
メリット	・　郵送での提出と異なり、タイムラグなく申請が可能 ・　同システムで過去に提出した届出情報が参照可能	
	・　入力ミスの大幅削減（※） ※登録情報を参照した自動入力機能やエラーチェック機能等の入力補助機能があり、入力ミスを削減できます	・　届出書作成の手間を削減（※） ※届出内容の項目のほとんどがプルダウン方式で選択可能なため、届出作成の手間が省けます

2.各種手続き

2.各種手続き①

※１　電気事業法等の一部を改正する等の法律
※２　平成29年3月31日以前のガス事業法

	ガス小売事業 （ガス事業法（新法））	旧簡易ガスみなしガス小売事業者 （改正法附則（※１）・旧法（※２）等） 経過措置団地が対象（解除団地は対象外）
毎月	● ガス事業生産動態統計調査（統計法）	–
四半期毎	● ガス事業生産動態統計調査（統計法）	–
毎年	● 供給計画届出 （ガス事業法第19条第1項／当該年度開始前）	● ガス関係報告規則 （附則第４条／毎四半期の最終月の5箇月後の月の15日まで）
会計関係	–	● 資産額報告書･収支計算報告書 （ガス事業会計規則附則第４条／毎事業年度経過後３月以内） ● 部門別収支計算書（みなしガス小売事業者部門別収支計算規則／毎事業年度経過後4月以内）
不定期 （発生ベース）	● ガス事業の登録等　（第4条） ● 変更登録　（第7条） ● 承継　（第8条） ● 休止、廃止、解散　（第9条） ● 供給計画変更届出　（第19条第2項）	● 指定旧供給地点の変更（改正法附則第29条） ● 指定旧供給地点の合併、分割、譲渡譲受 （旧法第37条の7（旧法第10条準用）） ● 事業の休止、廃止、法人の解散 （旧法第37条の7（旧法第13条準用）） ● 指定旧供給地点小売供給約款の変更 （改正法附則第30条）
その他義務	● 供給能力の確保　（第13条） ● 供給条件の説明等　（第14条） ● 書面の交付　（第15条） ● 苦情等の処理　（第16条） ● 名義の利用等の禁止（第17条）	● 供給義務（改正法附則第28条・旧法第37条の6） ● 指定旧供給地点小売供給約款による供給の義務 （改正法附則第28条・旧法第37条の6の２）

2.各種手続き②

登録事項（法第4条第1項） <※①～⑦は第1項の各号を示す>

③
・ガス発生設備（容器・調整装置・気化装置）及びガスホルダーの設置場所の移動、その種類の変更、増設、能力別の数
・導管の設置の場所、内径、総延長、導管内におけるガスの圧力

④他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあっては、当該ガスの量に関する事項

⑤ 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項（団地名称、供給地点住所、供給地点の数、最大ガス需要の見込み、供給能力の確保の見込み等）

①
a 氏名又は名称
b 住所
c 法人にあっては代表者氏名

②
・主たる営業所の名称、所在地
・その他の営業所の名称、所在地

⑥
事業開始予定年月日

⑦
・電話番号、電子メールアドレス、その他の連絡先
・ガス小売事業以外の事業概要

「軽微な変更」以外の事項を変更しようとするとき

○ 様式第４「ガス小売事業変更登録申請書」により事前に申請を行う（変更理由書等添付）
→変更登録後、事業者への登録の通知を行う

加えて、指定旧供給地点の場合は・・・

○「指定旧供給地点変更許可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」等の提出が必要となるため、必ず事前に局へ確認すること。

「軽微な変更」に該当する事項に変更があったとき

○ 様式第６「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

上記に変更があったとき

○様式第５「ガス小売事業氏名等変更届出書」により、遅滞なく届け出る(①は証明書類添付)
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

加えて、指定旧供給地点の場合であって、①a、bを変更しようとするときは・・・

○「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」を供給開始予定日の10日前までに関東経済産業局に提出
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）
- 変更後の最大ガス需要として見込まれる値が、変更後の供給能力として見込まれる値を超えない変更
 ※ただし、従前確保していた供給能力を超えて、大幅に需要を増加させる場合（２倍を超える場合）などは除く

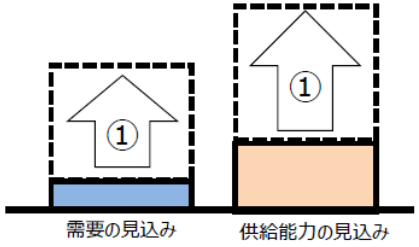
【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

ガス小売事業の変更登録

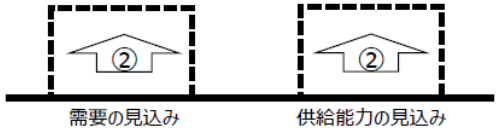
● ガス小売事業の変更登録のイメージは以下のとおり。

■変更登録を受けるべき変更事項

①需要の見込みが、従前確保していた供給能力以上で、
かつ大幅に増加(2 倍を超えて)するもの

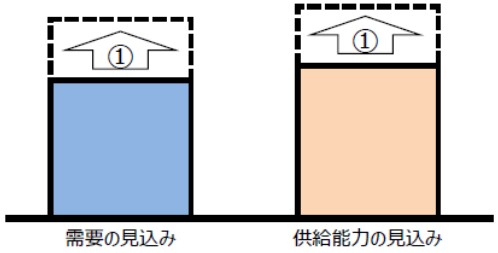


②新たな供給区域へ参入するもの

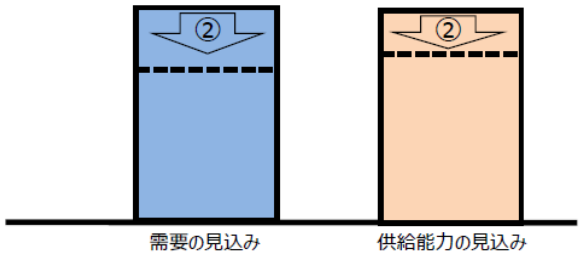


■変更登録が不要となる軽微な変更事項

①需要の見込みの増加であって、合わせて供給能力の見込みを増加
させ、かつ、変更後の供給能力の見込みを上回らない場合



②供給能力の見込みの減少であって、合わせて需要の見込みを減少
させ、かつ、変更後の需要の見込みを下回らない場合



2.各種手続き③

※必要に応じてその他の書類提出をお願いさせていただく場合もございます。

手続き		具体例	提出書類（※）
事後届出 ①～⑪ 様式第６ 「ガス小売事業変更届出書」	①	特定ガス発生設備の増設、場所の移動	①ガス小売事業変更届出（様式６）※電ガネットからの提出の場合は不要。 ②変更理由書（任意様式） ③特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠　※同能力の場合は不要。
	②	自然気化から強制気化への変更、またはその逆	
	③	調整器、気化器の増設、交換（※能力が変わらない場合でも必要）	
	④	シリンダーの設置本数、貯槽の容量や設置戸数の変更	
	⑤	貯槽の容量や設置個数の変更	
	⑥	貯槽からシリンダーへの変更、またはその逆	
	⑦	最大ガス需要の見込みの変更、供給能力確保の見込みの変更	
	⑧	地点の増減 ※軽微な変更に該当する場合	①ガス小売事業変更届出（様式６）※電ガネットからの提出の場合は不要。 ②変更理由書（任意様式） ③供給地点一覧（変更前、変更後が分かるもの。変更箇所に赤字もしくは下線を引く事） ④特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠 （⑤変更前・後の導管図（供給地点が把握出来、特定製造所の位置を示した導管の内径・総延長を確認出来るもの））
	⑨	本支管の撤去、延長、口径の変更	①ガス小売事業変更届出（様式６）※電ガネットからの提出の場合は不要。 ②変更理由書（任意様式） ③変更前・後の導管図（供給地点が把握出来、特定製造所の位置を示した導管の内径・総延長を確認出来るもの）
	⑩	地点群の名称変更、供給地点住所の表記変更	①ガス小売事業変更届出（様式６）※電ガネットからの提出の場合は不要。 ②変更理由書（任意様式） ③地点一覧表（変更前・変更後が分かるもの）※住所表記変更のみ
	⑪	地点群の廃止（所有する全部の団地の廃止は、「ガス小売事業廃止届出」）	①ガス小売事業変更届出書（様式６）※電ガネットからの提出の場合は不要。 ②変更理由書（任意様式） ③物件管理者からの通知文又は廃止に係るお客様への周知文の写し ④（譲渡の場合）譲渡譲受契約書の写し

2.各種手続き④

※必要に応じてその他の書類提出をお願いさせていただく場合もございます。

手続き		具体例	提出書類（※）
事前申請 ⑫、⑬ 様式第４ 「ガス小売事業変更登録申請書」	⑫	地点群の増加（せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等、軽微な変更に当てはまらない場合）	事前に当局あてご一報ください。必要書類をご案内します。
	⑬	地点の増減 ※変更後の最大ガス需要の見込みが、従前確保していた供給能力以上で、かつ大幅に増加（2倍を超えて）するもの。	
事後届出 ⑭～⑰ 様式第５ 「ガス小売事業氏名等変更届出書」	⑭	代表者氏名、会社名称、会社所在地の変更	①ガス小売事業氏名等変更届出書（様式５）※電ガネットからの提出の場合は不要 ②当該変更が行われたことを証する書類（履歴事項全部証明書の写し、取引先への案内状　等） ③（変更がある場合）**ガス小売事業遂行体制説明書（様式第２）、苦情等処理体制説明書　（様式第３）** ※変更前と変更後が分かるように、変更箇所には赤字もしくは下線を引くようにすること
	⑮	営業所に関する事項　主たる営業所、その他営業所の名称、所在地（組織編成、移転等）	①ガス小売事業氏名等変更届出書（様式５）※電ガネットからの提出の場合は不要 ②（変更がある場合）ガス小売事業遂行体制説明書（様式第２）、苦情等処理体制説明書（様式第３） ※変更前と変更後が分かるように、変更箇所には赤字もしくは下線を引くようにすること
	⑯	登録した連絡事項の変更（電話番号　電子メールアドレス　その他の連絡先）	
	⑰	ガス小売事業以外の事業概要の変更（電力事業の開始　飲料水販売の開始 等）	
	⑱	ガス小売遂行体制説明書、苦情等処理体制説明書の変更	

２．各種手続き⑤（ご注意いただきたい点）

- 代表者の交代の届出漏れ
 ガス小売事業遂行体制説明書（様式第２）、苦情処理体制説明書の変更（様式第３）も合わせて確認を。交代から一月以上経っている場合は、遅延理由書が必要。
- 代表者役職の誤り（不統一）

2．各種手続き⑥

（参考）「ガス小売事業遂行体制説明書」及び「苦情処理体制説明書」を変更する場合

① 電ガネットにおいて「ガス小売事業氏名等変更届出」の作成画面から手続きを作成する。
② 「ガス小売事業遂行体制説明書」及び「苦情処理体制説明書」のみを変更する場合は、選択項目がないため、変更箇所と変更項目は以下を選択。





やむを得ずメール提出する場合は、ガス小売事業氏名等変更届出（様式第５）をあたま紙として提出。
様式第２、第３は、変更箇所がわかるよう、変更前の物と変更後のものを付けることが望ましい。

2.各種手続き⑦

原則、許可地点数を記載

１次側と２次側で小さい方になっているか確認
（ガス発生能力の上限として適切な数字になっているか）



特定ガス発生設備の種類及び
能力別の数の選定根拠(自然気化)

地点群名称　○○団地

1. 特定ガス発生設備　50　kg容器　片側　29　本　2系列
調整装置能力　1次側　100　kg/h　1　基
2次側　100　kg/h　2　基

2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠
(イ)条件　ガスの種類　液化石油ガス　い号　(P.P95%以上)
供給地点数　150　地点
ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量　2　月　39.8　kg/月　19.4　m3/月
ピーク時の平均気温　0　℃
50kg容器1本当たりの発生能力　2.04　kg/h
産気率　0.488　m3/kg

(ロ)ピーク月1日平均ガス需要量
ピーク月1地点当たり平均ガス需要量 × 地点数 / ピーク月日数
39.8 (kg/月) × 150 (地点) / 28日 = 213.3 kg/日

(ハ)ピーク日ガス需要量
ピーク月1日平均ガス需要量 × 1.2(ピーク日率)
213.3 kg/日 × 1.2 = 256.0 kg/日

(ニ)ピーク時平均ガス需要量
ピーク日ガス需要量 × 0.16(ピーク時率)
256.0 kg/h × 0.16 = 41.0 kg/h

(ホ)発生量より算出する必要容器本数
ピーク時平均ガス需要量 / 容器1本当たり発生量 = 41.0 kg/h / 2.04 kg/h = 20.1 本
よって片側　21本　以上を設置する。

(ヘ)容器交換周期
1系列設置本数 × 50kg / ピーク月1日平均ガス需要量
29 本 × 50kg / 213.3 kg/日 = 6 日

(ト)最高ピーク時ガス需要量
ピーク日ガス需要量 × 0.25(最高ピーク時率)
256.0 kg/日 × 0.25 = 64.0 kg/h

(チ)調整装置能力　100　kg/h ----- A
最高ピーク時ガス需要量 × 1.3(安全率)
64.0 kg/h × 1.3 = 83.2 kg/h ----- B
A≧B　100 kg/h ≧ 83.2 kg/h

∴ 本計画設備で、安定供給可能であります。

登録した最大ガス需要が見込まれる「月」と合致させる

自動計算が機能しているか、提出前に確認

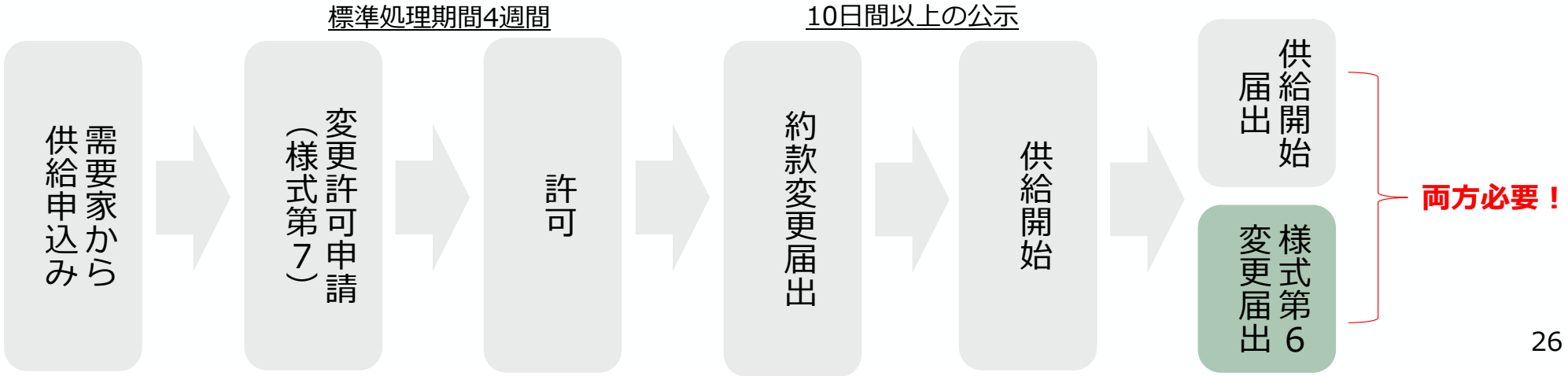
「最大ガス需要見込み（㎥/ｈ）」はこの数値から計算する
（例）64.0kg/h×0.488=31.2㎥/h

（参考）供給地点を増加する場合の手続き

自由化団地の場合（であって規則第７条の軽微な変更の場合）

需要家から供給申込み → 供給開始 → 様式第６変更届出

経過措置団地の場合



（参考）供給地点を減少する場合の手続き

自由化団地の場合（であって規則第７条の軽微な変更の場合）

建物の解体等 → 減少又は供給開始(※) → 様式第６変更届出

経過措置団地の場合

戸建住宅型団地の一部の住宅等の解体情報等を入手 → 様式第７の許可申請（標準処理期間 4週間） → 許可証の発出 → 約款変更認可申請（標準処理期間 4週間） → 認可の発出（10日間以上の公示） → 減少又は供給開始(※) → 供給開始届出(※) / 様式第６変更届出

(※)統合による減少で供給開始がある場合のみ

両方必要！

2.各種手続き⑧　事業の承継･休止･廃止･法人の解散

承継

- ガス小売事業の**全部**の譲渡しがあったとき
- ガス事業者について相続/合併/分割があったとき

● 様式第７「ガス小売事業承継届出書」により、遅滞なく届け出る
※　ガス小売事業者の地位を承継した者が提出

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給合併/分割認可申請書」を**事前（２月前を目処）に申請**する
○「指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書」を**事前（２月前を目処）に申請**する
※譲渡人・譲受人両者による提出　※一部の譲渡の場合も同様

休止・廃止

- ガス小売事業の**全部**を休止/廃止したとき

● 様式第８「ガス小売事業休止（廃止）届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（２月以上前）に申請**する

ガス小売事業のうち、**一部の団地のみ**を廃止したとき

● 様式第６「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（２月以上前）に申請する**

解散

ガス小売事業者たる法人が解散したとき（※合併以外の事由による）

● 様式第９「解散届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○旧法様式第１２「解散認可申請書」を**事前（２月前を目処）に申請する**

2.各種手続き⑨　特別供給条件の認可申請（経過措置団地のみ）

■ 経過措置団地については、特別の事情がある場合において、認可を受けた場合のみ、供給約款の供給条件以外の方法による供給条件の設定が可能。（旧法第37条の6の2のただし書き）

特別の事情（例）

- ✓ 災害救助法の適用、移動式ガス発生設備によるガスの供給等
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大
- ✓ LPガス価格高騰対策事業　等

特別供給条件（例）

- ✓ 支払い期限の延長
- ✓ ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- ✓ 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担
- ✓ 自治体からの補助金を利用したガス料金の値引き

３．供給計画

3.供給計画①

- 第19条に基づき、全てのガス小売事業者が提出しなければならないもの。
 ※当局が提出の案内メールを出しているが、注意喚起で出しているにすぎず、案内メールが来なくても提出しなくてはならない。
- 提出期限は、3月31日。
 ※年度に注意（令和8年3月末提出 → 令和9年度供給計画を提出）
- 法第７条第１項の規定に基づくガス小売事業変更登録を行う場合（届出済みの供給計画に記載のないものに限る）及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合（※）は、供給計画にも変更が伴うこととなるため、計画変更後、遅滞なく届出の提出が必要。

供給計画

- ✓ 提出書類は様式第15の供給計画届出書、第１表＋第３表＋第５表
- ✓ 届出全体で不整合が生じないように記載し、**可能な限り他の報告書や提出物とも整合を図る。（生産動態統計調査、小売登録関係等）**
- ✓ 供給計画及び製造計画届出書の記載要領を確認する。

供給計画変更届出

- ✓ 提出書類は、様式第16の供給計画変更届出書、変更を必要とする理由書、様式第15第１表、第３表、第５表のうち変更する内容及びその見え消し版

(※)ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、事前にガス事業課に相談すること。

3.供給計画②

- 手続作成画面で（小売）供給計画届出を選択。
- 詳細情報画面では、「届出年度」を選択。
- 添付書類の容量サイズが10MBを超える場合や、図面が大きく電子ファイル化が難しい場合は、添付書類を紙で郵送してください。紙の添付書類の郵送が発生する場合は、「備考」の「添付書類の郵送あり」にチェックを入れる。

電ガネット　手続作成画面



電ガネット　詳細情報画面

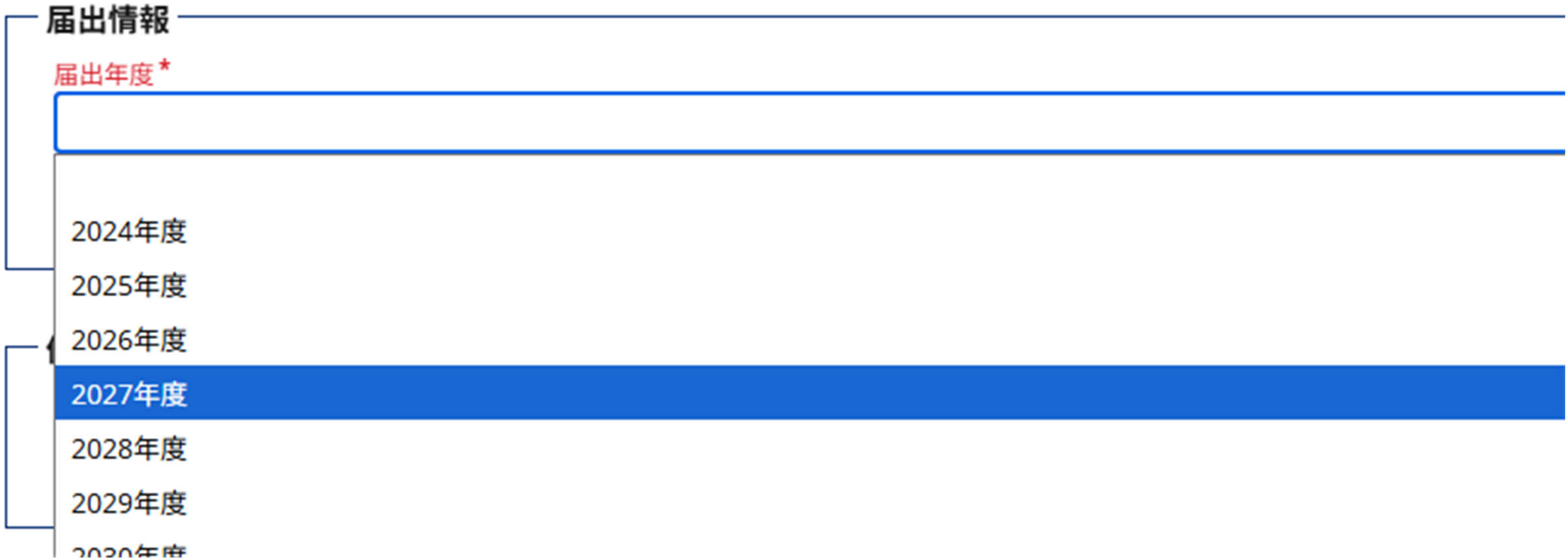


添付書類画面



3.供給計画③

■ 供給計画届出の届出対象年度は、計画の年度を選択。
令和9年度計画　→　2027年度を選択
令和10年度計画　→　2028年度を選択



3.供給計画④

第1表

年度別の需給計画表(ガスの需給の実績と見通し)

事業者名：　○○株式会社

地域名　：　○○団地

(単位:件、千㎥)

				令和7年度(実績)	令和8年度(実績見込)	令和9年度(初年度)	令和10年度	令和11年度	年度	年度
年度末調定件数		家庭用								
		業務用	商業用							
			工業用							
			その他用							
		小計								
		計								
需給量	販売量	家庭用								
		業務用	商業用							
			工業用							
			その他用							
		小計								
		計								
	その他									
	ガス小売事業者への供給									
	合計									
製品ガス生産・購入量等	ガス生産量内訳	液化天然ガス								
		液化石油ガス								
		石油系オフガス変成								
		その他ガス								
		小計								
	ガス購入量内訳	液化天然ガス								
		液化石油ガス								
		天然ガス								
		その他ガス								
		小計								
	ガス生産・購入量計									
	他事業者からの製品ガスの受入れ									
	合計									

次回提出時、年度は令和7年度（実績）から5年分を記載。

複数の団地を保有する場合は、地点群毎のシート＋全社計シートが必要。
単位は千㎥
※㎥ ではないことに注意！

旧簡易ガス事業者の場合、ガス購入量内訳の欄に記載する
（×）生産量内訳

3.供給計画⑤

第3表

年度別の需給計画表（原料購入・消費・在庫）

	単位	令和7年度（実績）				令和8年度（実績見		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	〃							

	単位	令和9年度（初年度）				令和10年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	〃							

	単位						在庫量	
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	〃							

１段目に貯槽（バルク）、２段目に50kg容器（シリンダー）を記載

単位はｔ（kgではないことに注意）
第１表と第３表はガス購入量＝購入量、需給量＝消費量で、整合性するように記載。各表で単位が異なるため、産気率（0.488）を使っての換算を行う。

期首・期末在庫量の記載方法について

- ２段書きのうち、上段の貯槽（バルク）については、**残量計（メーター値）から読み取った残量値**を記載することとしているため、**生産動態統計調査の報告内容と整合**するように記載すること
- 万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、**次回から必ず計測、記録する**とともに、不明の年度の在庫量には、**最大の貯蔵量**を記載すること
- 下段の５０ｋｇ等容器（シリンダー）については、当該設備に保有できる**最大の貯蔵量**を記載すること（全年度共通）

3.供給計画⑥

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:○○株式会社

(単位:㎥/時)

地区名等		令和7年度(実績)	令和8年度(実績見込)	令和9年度(初年度)	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
○○団地	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
○○団地	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

自社ガス発生量は、設備変更がない場合は、登録した自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込みと一致するので、登録した内容と整合しているか確認

旧簡易ガス事業については実績を含め5年分記載すればよい。

複数の団地がある場合は、必ず団地名を記載すること。

４．法第14条・第15条と
小売指針・取引指針について

４．法第14条・15条

- ガス小売全面自由化後、最も重要な条項の１つ。
- 需要家保護の根幹をなす条文。

法第14条（供給条件の説明）

- 契約前に必ず説明する義務がある（新規契約だけでなく**契約変更時も対象**）
- 料金・契約期間・解約条件など重要事項を説明する必要がある（施行規則第１３条に記載）
- 説明する際は、**書面等の交付が必要**。
- **説明事項は原則すべて説明**（省略は需要家の同意がある場合のみ）

法第15条（書面の交付）

- 契約締結後に書面を交付する義務がある（契約成立後、遅滞なく）
- 料金・契約条件・解約条件等（※）を明記した書面であることが必要（※）ガス事業法第１５条第１項、施行規則第１４条第２項に記載
- 書面交付だけでは不十分で、14条の説明義務と併せて履行が必要

４．小売指針・取引指針

- ガス事業において望ましい行為／問題となる行為を提示。
- 需要家保護の観点から、考え方や運用の基準等を示している。

ガス小売営業に関する指針（小売指針）

- 需要家保護及びガス事業の健全な発達の観点から、望ましい行為及び問題となる行為を示した指針。
- 供給条件の説明や書面交付義務（法第14条・第15条）の具体的な運用や考え方を示している。
- 形式的な対応ではなく、需要家が理解できる説明を求めている。
- 営業・契約・情報提供など、　実務全体の適正な対応を整理。

適正なガス取引についての指針（取引指針）

- 公正かつ有効な競争を確保するためのルールを示す。
- 不当な価格設定、解約違約金、スイッチング妨害、誤解を招く営業などの不正行為を明確化。
- 小売・卸売・製造・託送など、ガス取引全体を対象に競争ルールを整理。

４．小売指針・取引指針（指針が求める「説明」の考え方）

「説明」とは

- 需要家が入手できる状態、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分。
- 需要家が理解できる状態にする必要がある。

■NGとなる例

- 約款を渡すだけ（施行規則に定められた項目を網羅できない）
- 請求書や検針票の裏面に小さな文字で記載するだけ。
- Web掲載だけで説明しない

■説明省略について

- 更新、軽微な変更等は一部省略が認められる。
- **ただし需要家が同意しない場合は全項目説明必要。**

▶「需要家が理解できる説明」が求められる

「適正なガス取引についての指針」が、５月１日に改定されました。

(「指針」は、適宜改定されますので注意して下さい。)

【参考】電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

経済産業大臣に対する建議事項（令和７年５月１４日）

１．　（略）

２．ガス開栓に係る取引環境の整備について

「適正なガス取引についての指針」（令和３年４月１日最終改定）第二部Ⅱ２ア「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」について、下記の項目を追記する改正を行うこと。

「ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給の申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。

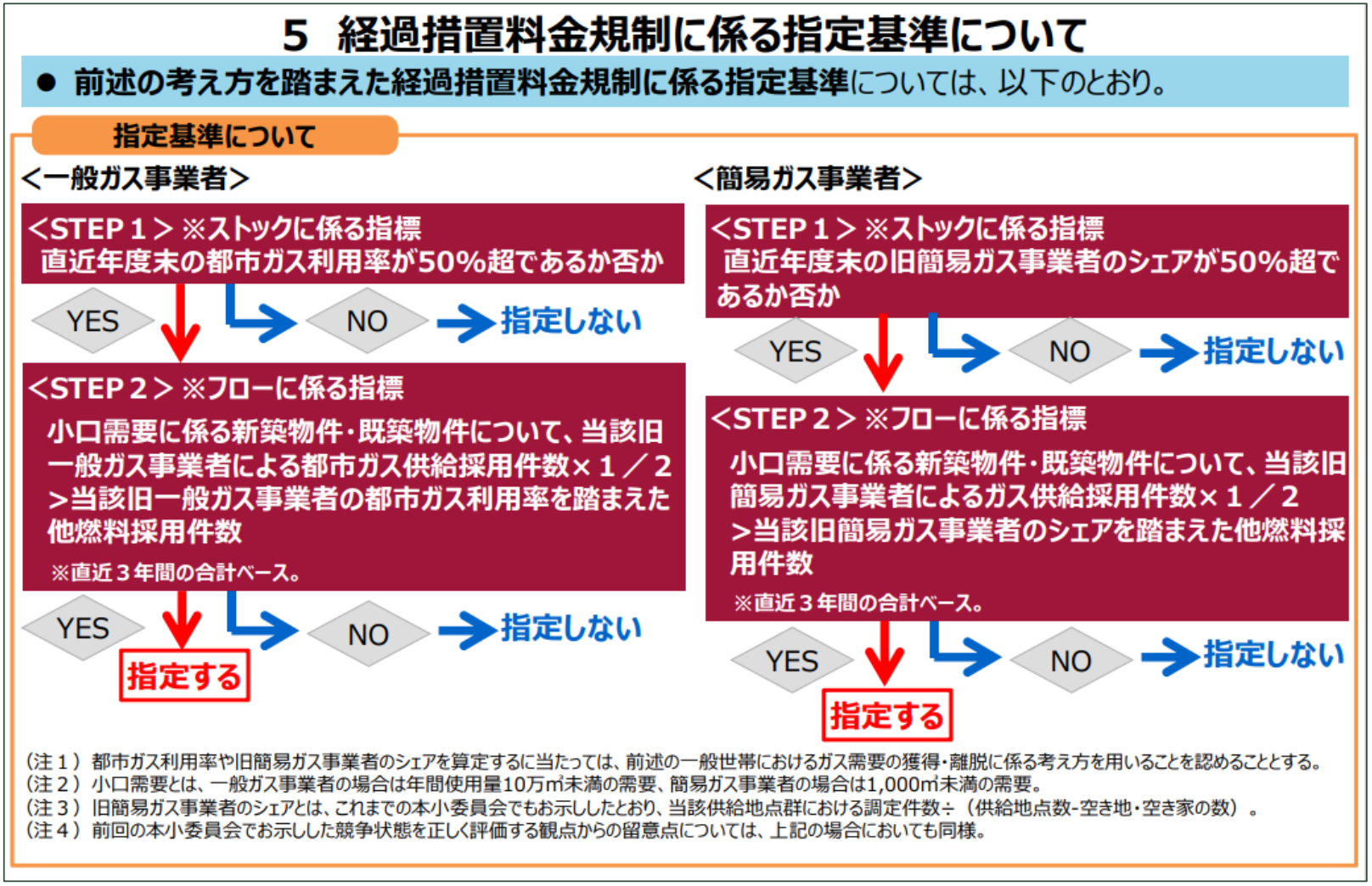
５.指定解除に係る定期報告
（ガス関係報告規則）

５．指定解除に係る定期報告①

- 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、使用者の利益を保護のする必要性が高い場合に、小売料金規制（認可制）を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、指定の解除を満たす場合は、規制を解除することとしている。
- 指定の解除にあたっては、以下の指標を満たしているかどうかに加え、**適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかも確認し、総合的に判断を行う**。

5．指定解除に係る定期報告②

経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について（第２９回ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料より抜粋）



5．指定解除に係る定期報告③

経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について（第２９回ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料より抜粋）

6 経過措置料金規制に係る解除基準について

● **前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準**については、以下のとおり。

解除基準について

<旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下

②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×１／２≦当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近３年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≦」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

③直近１年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある

④小口需要に係る小売料金の平均単価が３年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≦自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES → 解除する

NO → 解除しない

<旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×１／２≦当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近３年間の合計ベース。

③ 小口需要に係る小売料金の平均単価が３年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≦自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES → 解除する

NO → 解除しない

（注１）都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方を用いることを認めることとする。

（注２）小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万㎥未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000㎥未満の需要。

（注３）旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの３年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。

（注４）前回の本小委員会でお示しした競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

29

５．指定解除に係る定期報告④

（参考）「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

＜指定基準①＞旧簡易ガス事業者のシェアが50%超

＜解除基準①＞旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らのシェアを50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していたり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らのシェアが50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

＜指定基準②＞
旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×１／２＞当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

＜解除基準②＞
旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×１／２≦当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数（空き地・空き家を除いたもの）に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）　。

（注）簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数÷（許可地点数－空き地・空き家の数）。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

5．指定解除に係る定期報告⑤

- 経過措置団地を所有するガス小売事業者に課されている報告義務。（ガス関係報告規則附則第4条）
- **各四半期の最終月の15日から5カ月を経過する日まで**に提出しなければならない。
- 第１四半期から第３四半期の報告については、競争関係に状況の変化が見込まれない場合は、附則様式第５による簡易報告も可。ただし、**第４四半期（8月15日〆の報告）は、簡易報告が認められない。**
- 報告書の提出方法は、メールで提出から、**原則電ガネット上でExcelファイルをアップロードする方法**に変更。（2024年４月～）

電ガネットによる報告手順

STEP１ 電ガネット提出用様式（xlsx形式）のダウンロード

STEP2 提出用様式（xlsx形式）に必要情報を入力

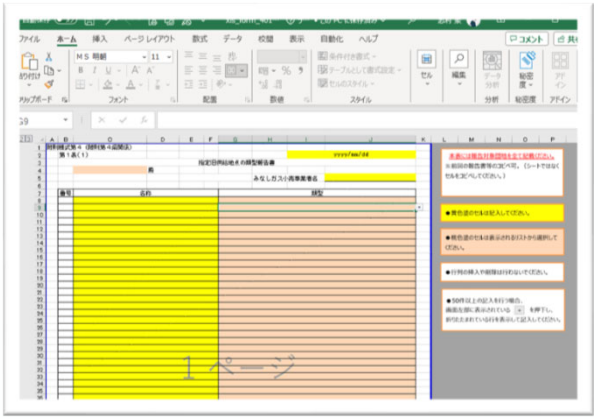
STEP3 電ガネットにログインし、提出用様式（xlsx形式）をアップロード

STEP4 お問い合わせ、受理完了等通知（メール）の確認

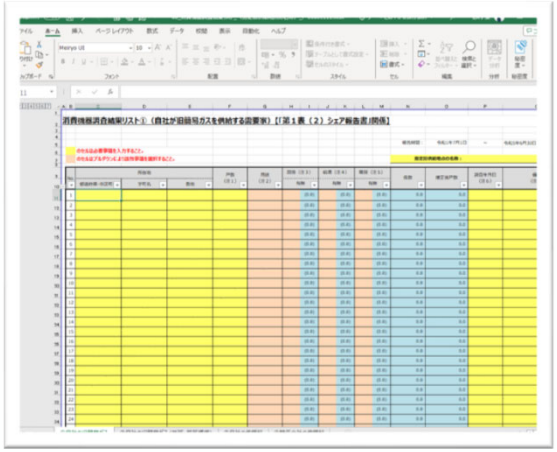


5．指定解除に係る定期報告⑥

＜附則様式第４_第１表（１）（xlsx形式）＞

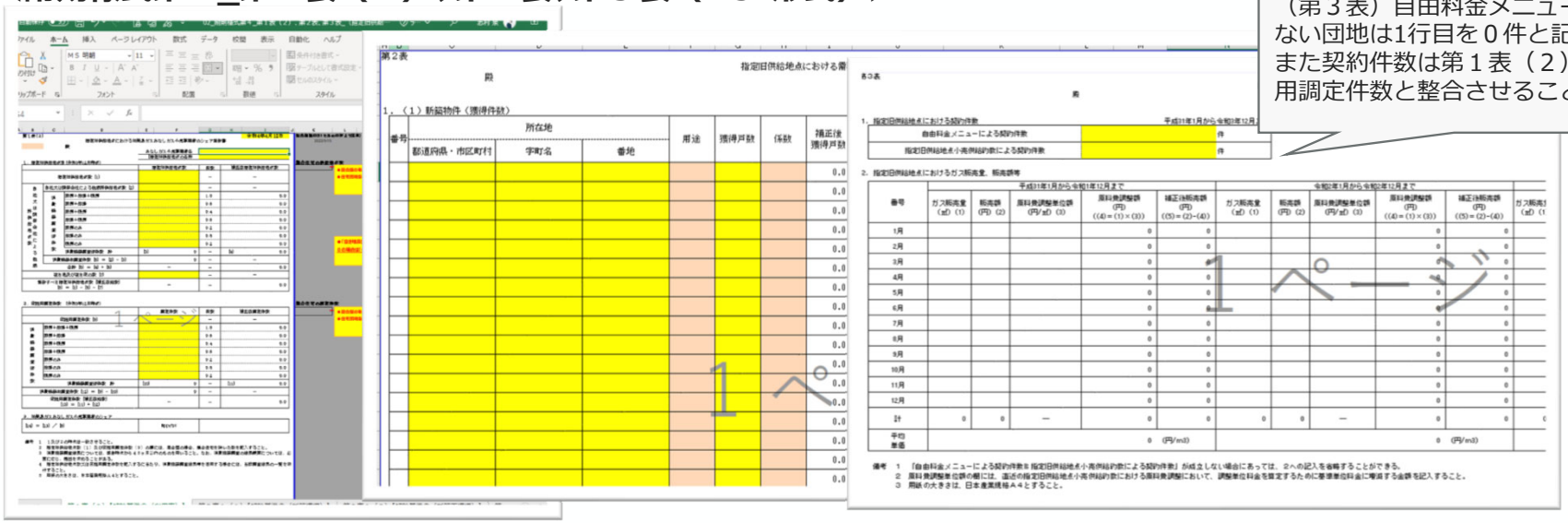


＜消費機器調査結果リスト（xlsx形式）＞



行数が足りない場合は、画面左部下の方に表示されている ＋ を押して、折りたたまれている行を表示して記入。

＜附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表（xlsx形式）＞



（第３表）自由料金メニューを作っていない団地は1行目を０件と記載。
また契約件数は第１表（２）２．の家庭用調定件数と整合させること。

５．指定解除に係る定期報告⑦

通常報告を行う場合

- ✓「附則様式第４_第１表（１）」及び「附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表」を提出。消費機器の状況により、数値を精緻化する場合は、「消費機器調査結果リスト」も必ず提出。
- ✓「附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表」は、団地ごとに作成が必要。

添付書類画面＞ファイル添付画面（イメージ）



	カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	附則様式第４第１表（１）	コピー01_附則様式第４_第１表（１）	36.8KB	コピー01_附則様式第４_第１表（１） 2025/05/22 00:18
2	附則様式第４第１表（２）、第２表、第３表	02_附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表_（:　　地）		02_附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表_ 2025/05/22 00:17

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
1	団地	住宅団地型	・附則様式第４第１表（２）、第２表、第３表 02_附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表_　　ﾙ)

５．指定解除に係る定期報告⑧

簡易報告を行う場合

- ✓ 附則様式第４__第１表（１）のみの提出で可。附則様式第５は不要。
- ✓ 附則様式第5の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、**附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで提出が可**
- ✓ 一部のみ簡易報告を行うことも可。
- ✓ 「附則様式第４__第１表（１）」に団地名があるが、「附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表」が添付されていない場合は、システム上簡易報告と認識する。「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで簡易報告となる。

添付書類画面＞ファイル添付画面（イメージ）



５．指定解除に係る定期報告⑨

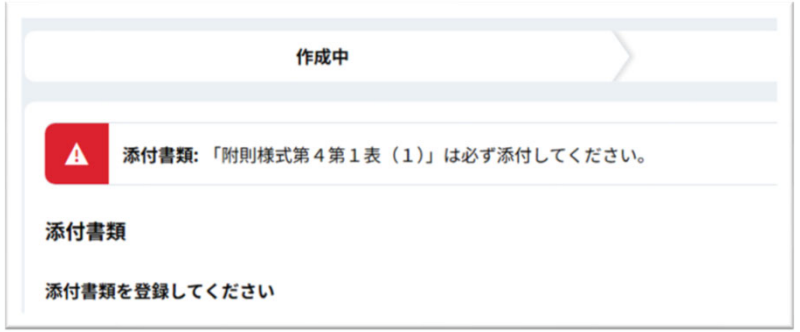
✓アップロードしたファイルのカテゴリを必ず選択する。

✓**アップロードしたファイルと選択したカテゴリが一致していないと提出に進めない。**

添付書類画面＞ファイル添付画面（イメージ）



必ず一致する
カテゴリを選択



5．指定解除に係る定期報告⑩

数値を精緻化する場合

- ✓ 消費機器調査の状況により、数値を精緻化することが可能。
- ✓ 一部のみの精緻化は認められないため、精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
- ✓ 精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リスト①は必ず記載の上、②～④は該当に応じて記載。
- ✓ 消費機器調査結果リストは、提出時点から48ヶ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。

ケース	「消費機器調査結果リスト」対象シート	「附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表」関係シート
①精緻化を行う場合	**消費機器調査結果リスト① （自社が旧簡易ガスを供給する需要家）**	**第１表（２）シェア報告書**
②対象期間内に、獲得、不獲得（新規不獲得は除く）があった場合	消費機器調査結果リスト② （自社が旧簡易ガスを供給する需要家）	第２表１．（１）新築物件（獲得件数）
		第２表２．（１）既築物件（獲得件数）
		第２表２．（２）既築物件（他燃料への離脱）
③自社が他燃料を供給する需要家がある場合	消費機器調査結果リスト③ （自社が他燃料を供給する需要家）	第１表　（２）１．指定旧供給地点数
		第２表１．（２）新築物件（不獲得件数）
④関係会社が他燃料を供給する需要家がある場合	消費機器調査結果リスト④ （関係会社が他燃料を供給する需要家）	第１表（２）１．指定旧供給地点数
		第２表１．（２）新築物件（不獲得件数）

5．指定解除に係る定期報告⑩

数値を精緻化する場合

- ✓ 消費機器調査の状況により、数値を精緻化することが可能。
- ✓ 一部のみの精緻化は認められないため、精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
- ✓ 精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リスト①は必ず記載の上、②～④は該当に応じて記載。
- ✓ 消費機器調査結果リストは、提出時点から48ヶ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。

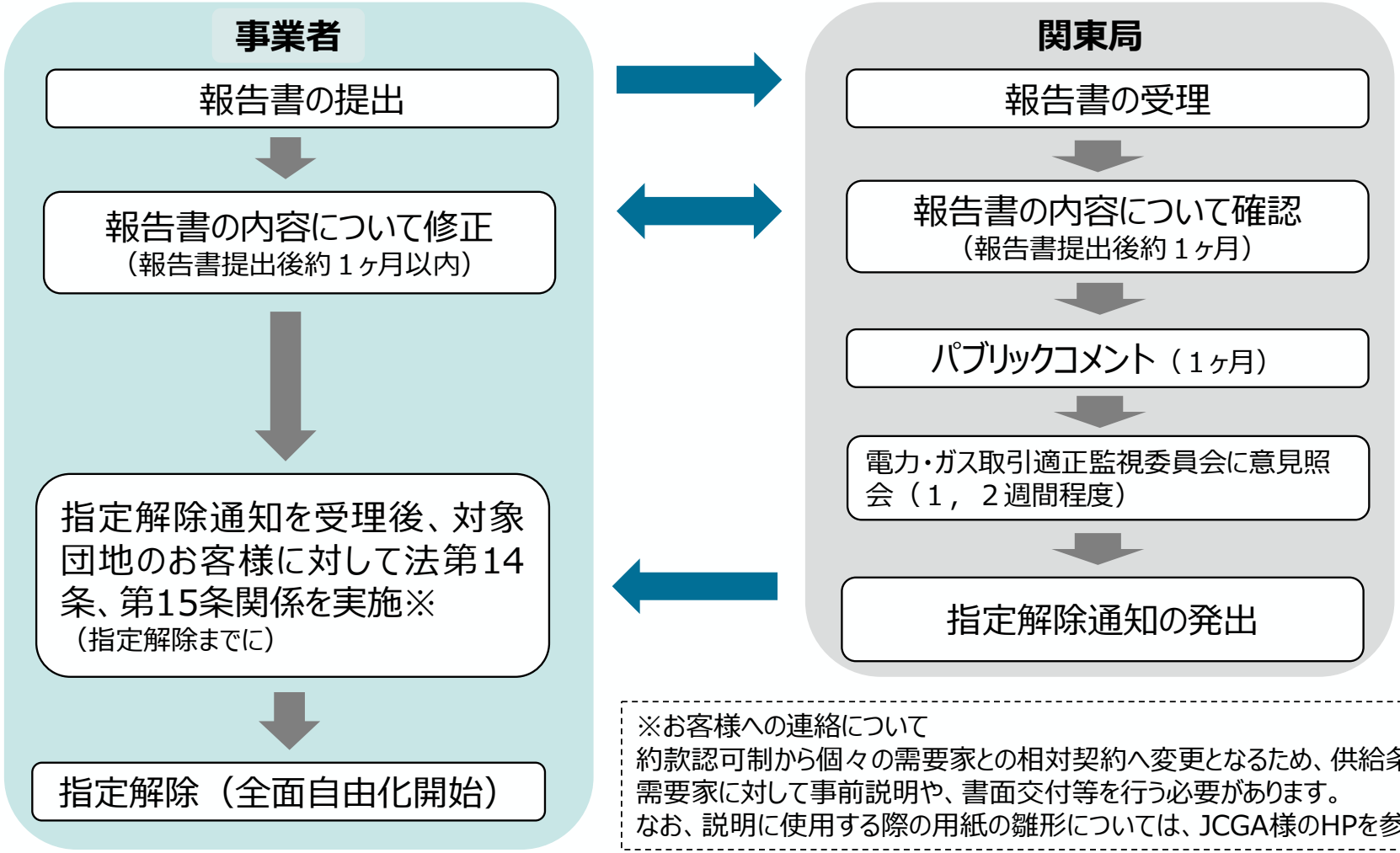
ケース	「消費機器調査結果リスト」対象シート	「附則様式第４_第１表（２）、第２表、第３表」関係シート
①精緻化を行う場合	**消費機器調査結果リスト① （自社が旧簡易ガスを供給する需要家）**	**第１表（２）シェア報告書**
②対象期間内に、獲得、不獲得（新規不獲得は除く）があった場合	消費機器調査結果リスト② （自社が旧簡易ガスを供給する需要家）	第２表１．（１）新築物件（獲得件数）
		第２表２．（１）既築物件（獲得件数）
		第２表２．（２）既築物件（他燃料への離脱）
③自社が他燃料を供給する需要家がある場合	消費機器調査結果リスト③ （自社が他燃料を供給する需要家）	第１表　（２）１．指定旧供給地点数
		第２表１．（２）新築物件（不獲得件数）
④関係会社が他燃料を供給する需要家がある場合	消費機器調査結果リスト④ （関係会社が他燃料を供給する需要家）	第１表（２）１．指定旧供給地点数
		第２表１．（２）新築物件（不獲得件数）

（参考）通常報告時の電ガネット提出前チェックリスト

以下のチェックリストは、提出時によくあるミスをまとめたものです。提出前にご確認ください。

	項目	内容	チェック欄
1	団地数、地点数、類型	すべての経過措置団地のファイルを作成したか。 各団地の地点数や類型に誤りは無いか。	□
2	団地名の表記統一	附則様式第４、消費機器調査結果リストの団地名の表記は統一したか。（半角・全角の表記揺れはないか。）	□
3	集合住宅の件数	類型が「混合団地型」の場合、附則第４第１表　K7およびK24セルに集合住宅の地点数を入力したか。	□
4	消費機器調査結果リストの添付	「附則第４第１表（２）２．家庭用調定件数」等に精緻化した数値を記載する場合、消費機器調査結果リストを添付したか。	□
5	消費機器調査結果リストと附則第４の整合①	「附則様式第４第１表２．家庭用調定件数の消費機器調査済件数」と「消費機器調査結果リスト①」の件数は一致しているか（該当なしの場合は「０」と記載すること）。	□
6	消費機器調査結果リストと附則第４の整合②	「附則様式第４第１表１．（２）自社又は関係会社による他燃料供給地点数の消費機器調査済件数」と「消費機器調査結果リスト③＋④」の件数は一致しているか（該当なしの場合は「0」と記載）。	□
7	新築・既築獲得等の住所	附則様式第２表１～４に獲得件数等を記載する場合、所在地に許可地点を記載しているか。	□
8	契約件数	「附則様式第４第３表の指定旧供給地点における契約件数」は、「附則第４第１表（２）２．家庭用調定件数」と一致しているか。	□

（参考）定期報告書提出から指定解除までの流れ



※お客様への連絡について
約款認可制から個々の需要家との相対契約へ変更となるため、供給条件等について需要家に対して事前説明や、書面交付等を行う必要があります。
なお、説明に使用する際の用紙の雛形については、JCGA様のHPを参照してください。

６．「一の団地」について

６．「一の団地」について①

小売供給

- 一般の需要に応じガスを供給すること
- 特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあっては、**一の団地内におけるガスの供給地点の数が７０以上**のもの

ガス事業法　第2条（抜粋）

６．「一の団地」について②

- **集合住宅のみの供給も対象**
 ７０戸以上のマンション・アパートへの供給でもガス小売事業に該当。

- **ガス発生設備の数は問わない。**
 一の団地内に、各３５戸に導管の繋がるガス発生設備が２系統存在した場合はガス事業法が適用される。

- **個別ボンベ供給はカウントしない。**
 「一般の需要に応じ」、「導管によりこれを供給するもの」

6．「一の団地」について③

一の団地

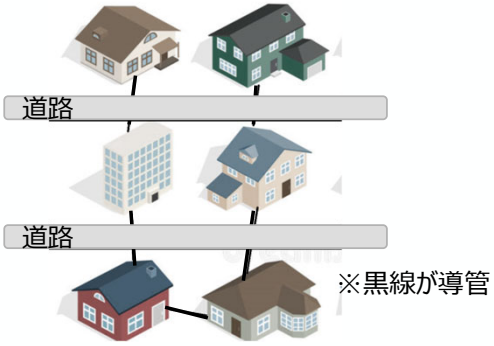
- **道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合**は、住居表示で定める**町又は字**
- **道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合**は、**街区（住居表示を実施していない地域の場合**は、**街区に類する区画）**

（通達）ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（抜粋）

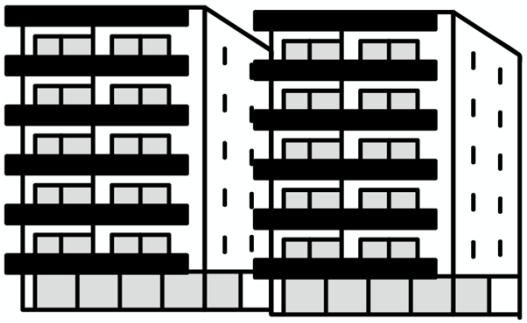
6．「一の団地」について④

STEP 1　**道路を横断又は並行する導管によりガスを供給するか**

➡ **戸建住宅・混合団地はYES**



➡ **集合住宅はNO**



「戸建住宅型」「集合住宅型」という用語は本資料内で便宜的に使用している用語であり、ガス事業法上で定められた用語ではない。

6．「一の団地」について⑤

➡YES（戸建住宅・混合団地）

「町又は字」が「一の団地」

- 住居表示制度が取り入れられている場合**「町」**

 ○○市（区）△△**町（××丁目）**◎◎番△△号　⇨ **この場合△△町（ ××丁目）が「町」**

- 従来の表示方式の場合（住居表示制度が取り入れられていない場合）**「町又は字」**

 ○○市（区）△△**町**■■■番地の□□

 ○○郡△△**町（字）××**◆◆◆の◇◇　⇨ **この場合△△町や△△町（字）が「町又は字」**

➡ NO（集合住宅）

「街区」又は「街区に類する区画」が「一の団地」

- 住居表示制度が取り入れられている場合**「街区」**

 ○○市（区）△△町（××丁目）　**◎◎番**△△号　⇨ **この場合◎◎番が「街区」**

- 従来の表示方式の場合（住居表示制度が取り入れられていない場合）　**「街区に類する区画」**

 「街区」相当する表記がないため、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠して、「街区」に類する区画とする

 - 幅員おおむね４m以上の道路
 - 河川（一級河川、 二級河川及び準用河川）
 - 水路
 - 鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設
 - 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地（一の団地の構成物件以外の建築物の用に供される敷地）

6．「一の団地」について⑥

STEP 2　**地区計画等に係る区域その他集団的に住宅を建設した地域が２以上の町に係るものか**

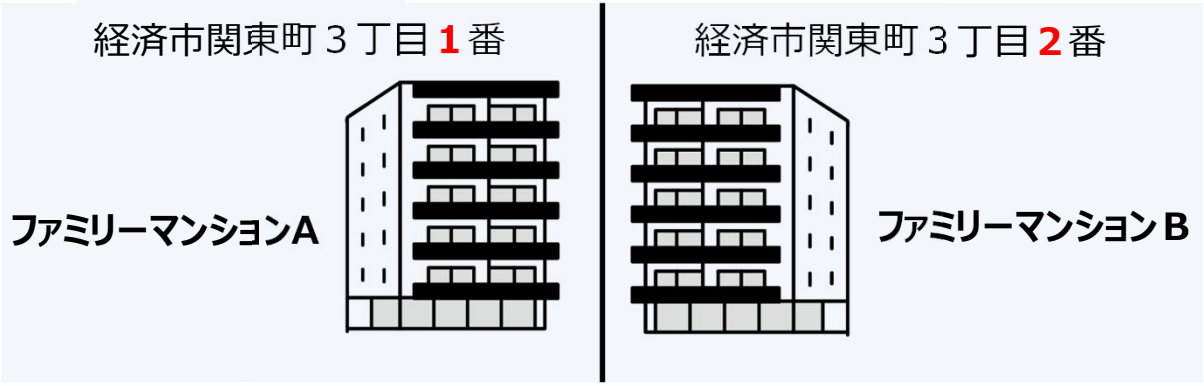
➡ **YES　当該2以上の街区が一の団地となる**

➡ **NO　当該街区が一の団地となる**

住居表示とは別に、「一連の需要群であることが明確な場合」や「同一のブランドを冠する場合」は、各建物が隣接している状態を一の集団的な需要と判断し得る可能性が高い。

６．「一の団地」について⑦

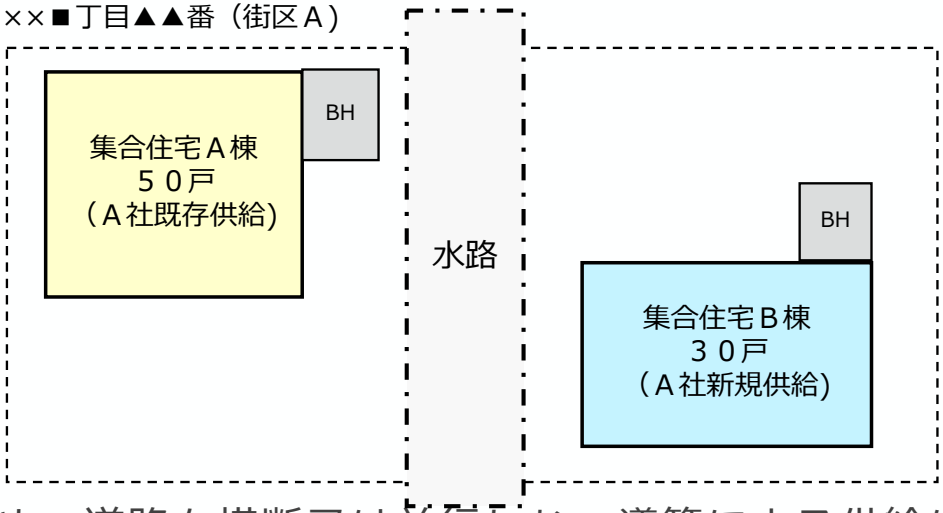
- 同一ブランドを冠しているケース
 （○○マンションＡ、○○マンションＢ等）
- 第Ⅰ期分譲・第Ⅱ期分譲／第Ⅰ期開発・第Ⅱ期開発／第Ⅰ期工事・第Ⅱ期工事等同一の計画で建設されたことが明確であるケース



6．「一の団地」について⑧

事例１

『街区』を一の団地として考えるケース①



- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられているため、××■丁目▲▲番（街区Ａ)が街区となる。
- 集合住宅A及びBは住居表示上同一地番のため、１つの一の団地を形成する。
- Ｂ棟への新規供給に伴い、『街区Ａ』が一の団地となる。
- 総供給地点数は80戸となるため、Ａ棟・Ｂ棟共にガス事業法が**適用**される。

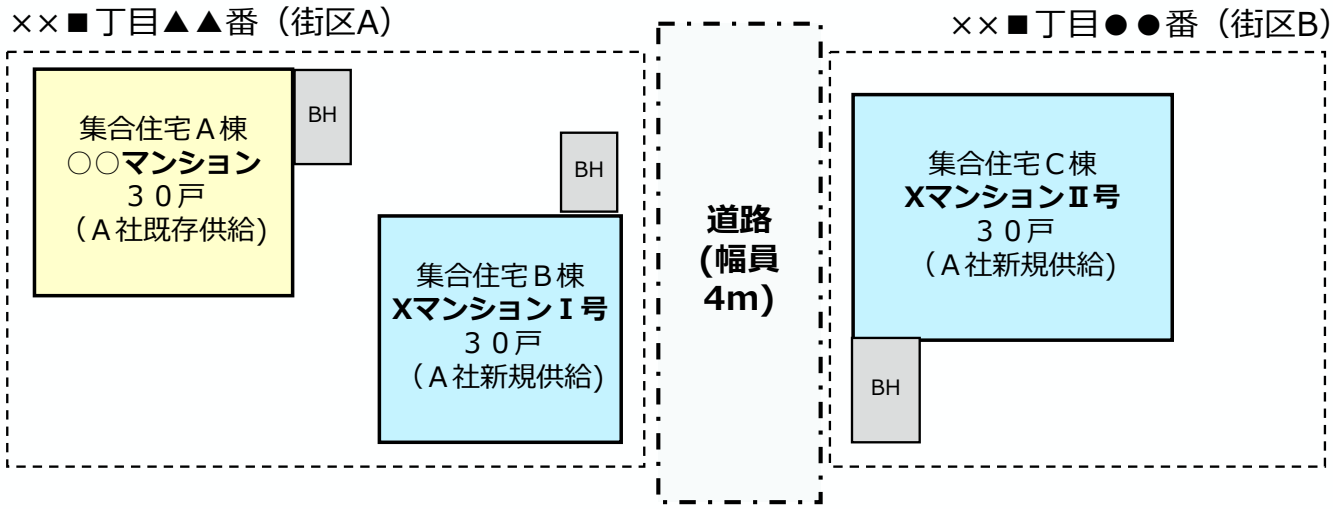
※Ａ棟とＢ棟の間に敷地を完全に分断する水路等があったとしても、「街区Ａ」が一の団地となる。

「既存供給」平成29年3月31日以前にガスを供給し又はガスを供給することを決定していたもので、ガス事業法の適用を受けていないものとする。
「新規供給」新築され又は譲り受けて、平成29年４月1日以降にガスを供給することが決定したものとする。

6．「一の団地」について⑨

事例２

『街区』を一の団地として考えるケース②



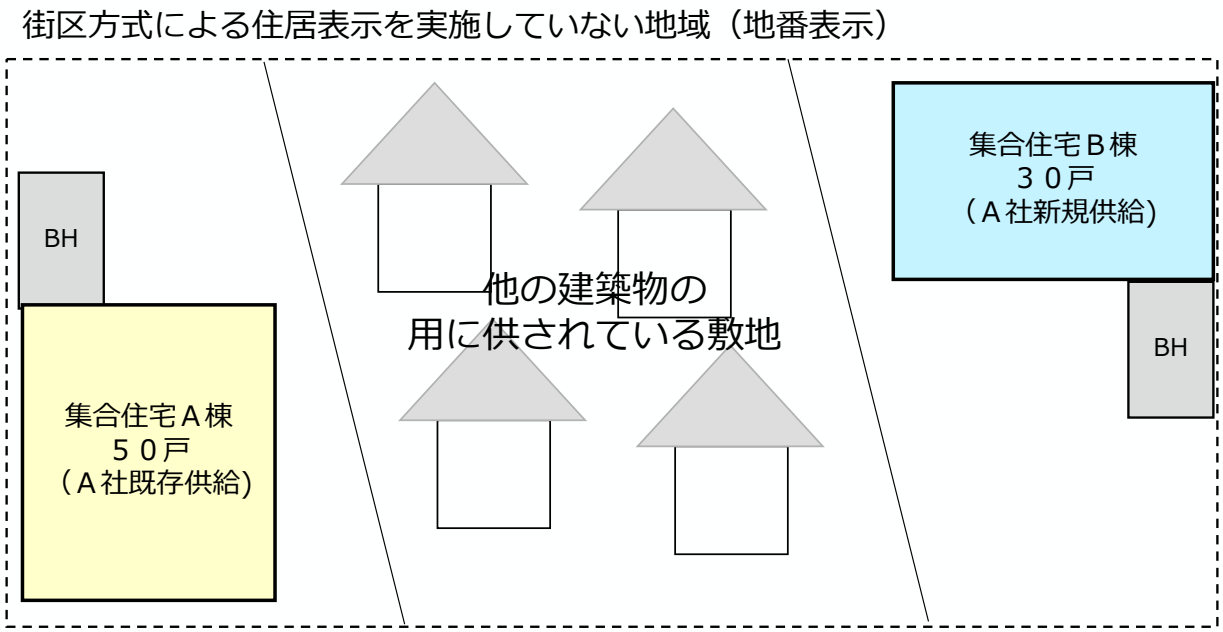
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられており、▲▲番と●●番で別々の街区となるが、ある一定の区画を持った一団の土地に集団的に住宅等がある状況。
- 同一ブランドであるＢ棟・Ｃ棟への新規供給に伴い、『街区Ａ』及び『街区Ｂ』の２つの街区を一の団地とする。
- 総供給地点数は90戸となるため、Ａ棟・Ｂ棟・Ｃ棟は全てガス事業法が**適用**される。

「一団の土地」に該当するかの判断基準としての　「現在の土地（建物）の所有者が同一主体であるかどうか”や“同一ブランドを冠するかどうか」は、十分条件だが、必要十分条件ではない（現在の所有者が異なる場合でも、一連の計画のもとに同時期・同目的で建設された可能性やブランド名をあえて変えている可能性等も少なからず考えられる）ため。供給事業者へ総合的な判断を確認する。

6．「一の団地」について⑩

事例３

『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース①



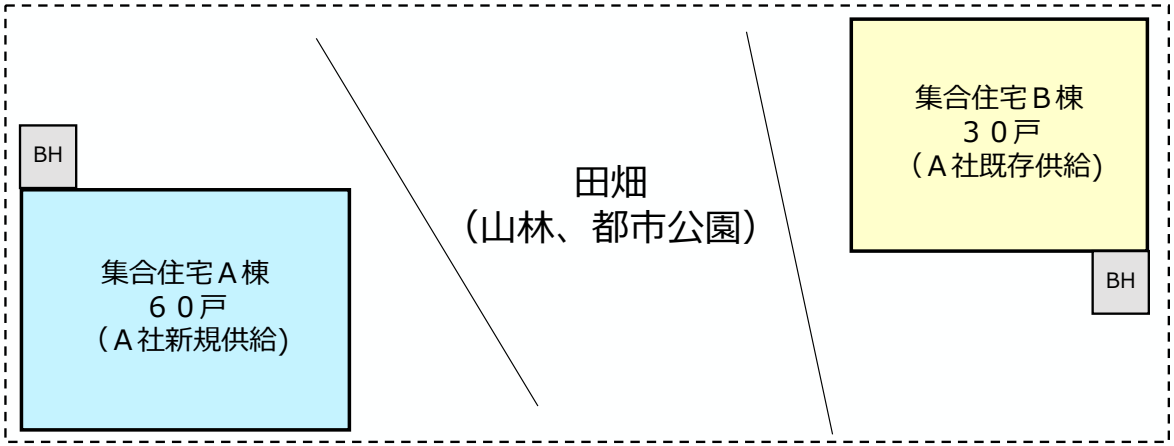
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられていないため「街区に類する区画」により判断。
- Ｂ棟への新規供給を開始する場合、Ｂ棟の建つ敷地とＡ棟の建つ敷地は、他の建築物の用に供されている敷地によりにより完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され、別々の「一の団地」となる。
- それぞれ70戸に満たないため、Ａ棟・Ｂ棟共にガス事業法の**適用外**となる。

6．「一の団地」について⑪

事例４

『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース②

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）



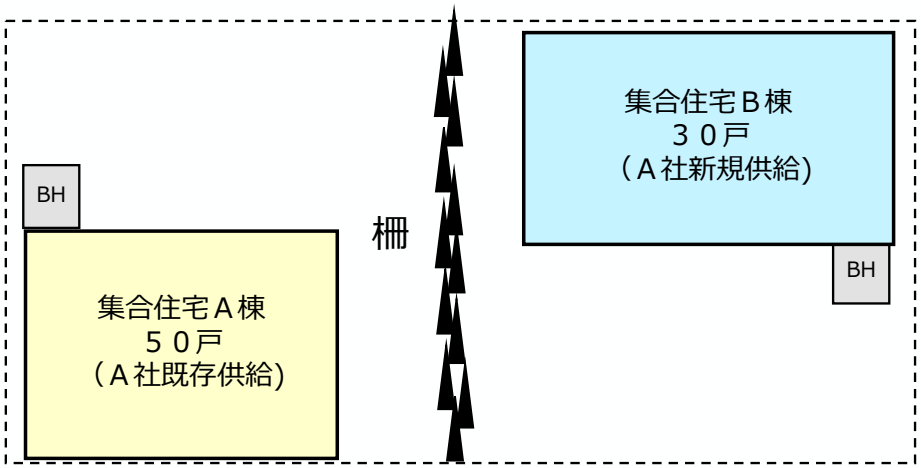
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられていないため「街区に類する区画」により判断。
- Ａ棟への新規供給を開始する場合、Ａ棟の建つ敷地とＢ棟の建つ敷地は、田畑により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され、A棟とB棟は別々の「一の団地」となる。
- それぞれ70戸に満たないため、Ａ棟・Ｂ棟共にガス事業法の**適用外**となる

6．「一の団地」について⑫

事例５

『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース③

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）



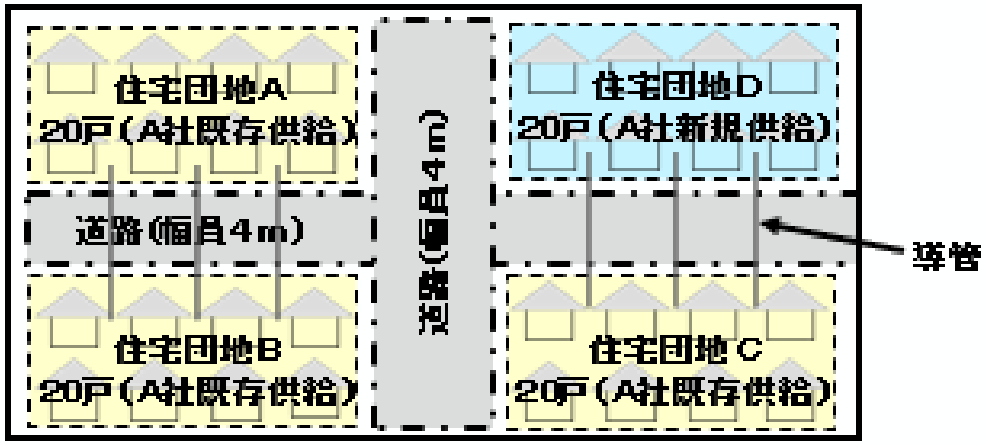
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられていないため「街区に類する区画」により判断。
- 柵・塀・フェンス等は、その他恒久的な施設等とはいえず、A棟とB棟は同じ「街区に類する区画」に区画され、A棟とB棟は同じ「一の団地」を形成する。
- Ｂ棟への新規供給に伴い、総供給地点数は合算した80戸となるため、Ａ棟・Ｂ棟共にガス事業法が**適用**される。

6．「一の団地」について⑬

事例６

『町又は字』を一の団地として考えるケース①

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）××町（字□□）



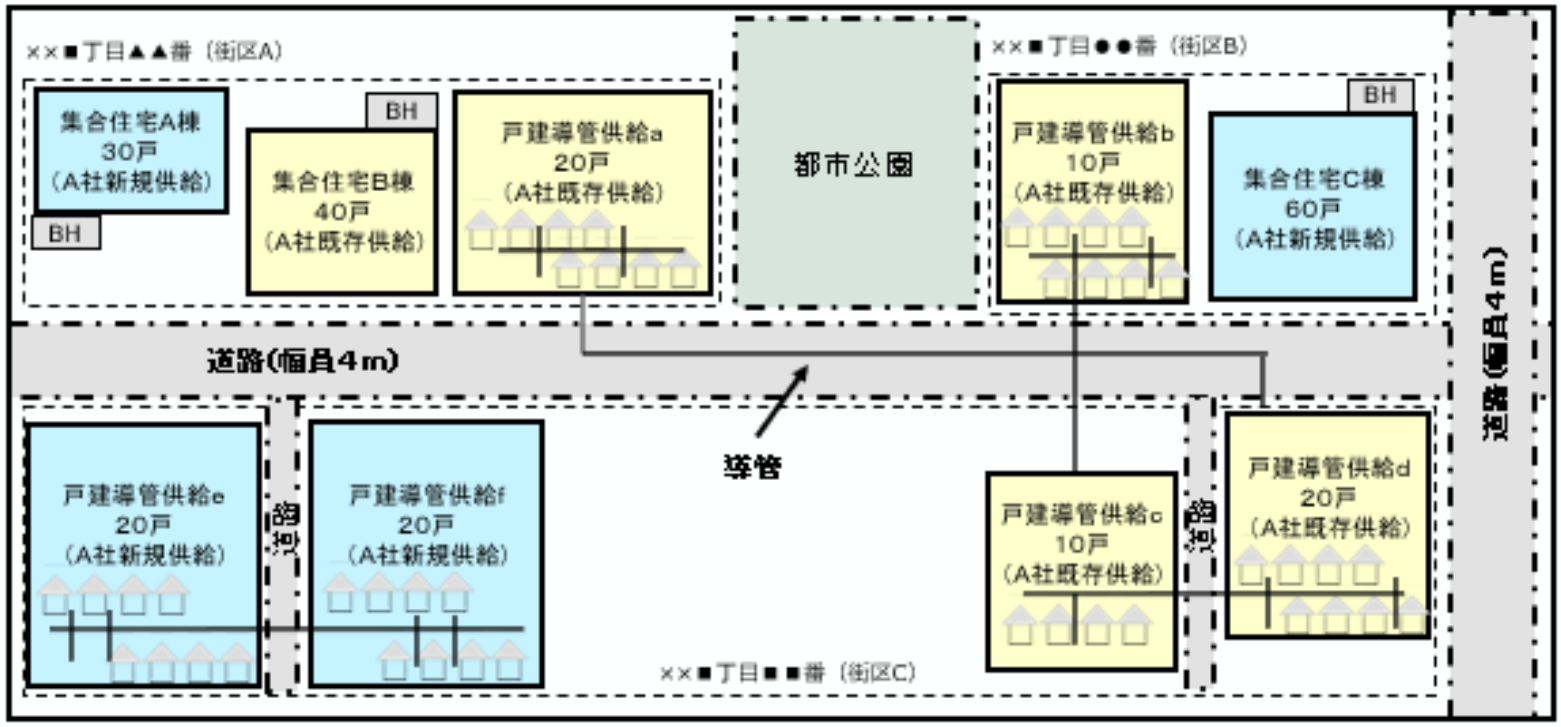
- 住宅団地のため、道路を横断又は並行する導管による供給に該当。
- 市町村内の町又は字により判断。
- 幅員４m幅の道路があるが、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、「街区に類する区画」は適用せず、「××町」で一の団地を形成する。
- 住宅団地Dへの新規供給により、供給地点数は合算した80戸となるため、住宅団地Ａ～Ｄは全てガス事業法が**適用**される

6．「一の団地」について⑭

事例７

『町又は字』を一の団地として考えるケース②

町（××■丁目）



- 「道路を横断又は並行する導管」により住宅団地へ供給しているものを「戸建導管供給」と表記している。
- 導管形態によって、一の団地の定義が異なると同時に、供給地点数のカウントも分けて考えることに注意。

6．「一の団地」について⑮

事例７

『町又は字』を一の団地として考えるケース②（続き）

道路を横断又は並行しない導管（集合住宅）

＜「街区Ａ」を一の団地とみるケース＞

- Ａ社が集合住宅Ａ棟に新規供給を開始する場合
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられているため、集合住宅Ａ棟に係る一の団地は、××■丁目▲▲番（街区Ａ）となる。
- 街区Aには、既存供給を行っている戸建導管供給ａが20戸があるが、導管形態が異なるため合算しない。
- ただし、街区Aには、既存供給（液石法）を行っている集合住宅Ｂ棟が40戸あり、集合住宅A棟と供給する導管形態が同じであるため、「街区Ａ」内で１つの一の団地を形成する。
- よって、総供給地点数は70戸となり、集合住宅Ａ棟及び集合住宅Ｂ棟共にガス事業法が**適用**される。

6．「一の団地」について⑯

事例７

『町又は字』を一の団地として考えるケース②（続き）

道路を横断又は並行しない導管（集合住宅）

＜「街区Ｂ」のケース＞

- Ａ社が集合住宅Ｃ棟に新規供給を開始する場合
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられているため、集合住宅C棟に係る一の団地は、××■丁目●●番（街区B）となる。
- 街区Bには、既存供給を行っている戸建導管供給ｂの10戸が存在するが、導管形態が異なるため合算しない。
- 「街区Ｂ」を一の団地とするＡ社の総供給地点数は60戸であるため、集合住宅Ｃ棟はガス事業法の**適用外**となる。

6．「一の団地」について⑰

事例７

『町又は字』を一の団地として考えるケース②（続き）

道路を横断又は並行する導管（戸建住宅・混合団地）

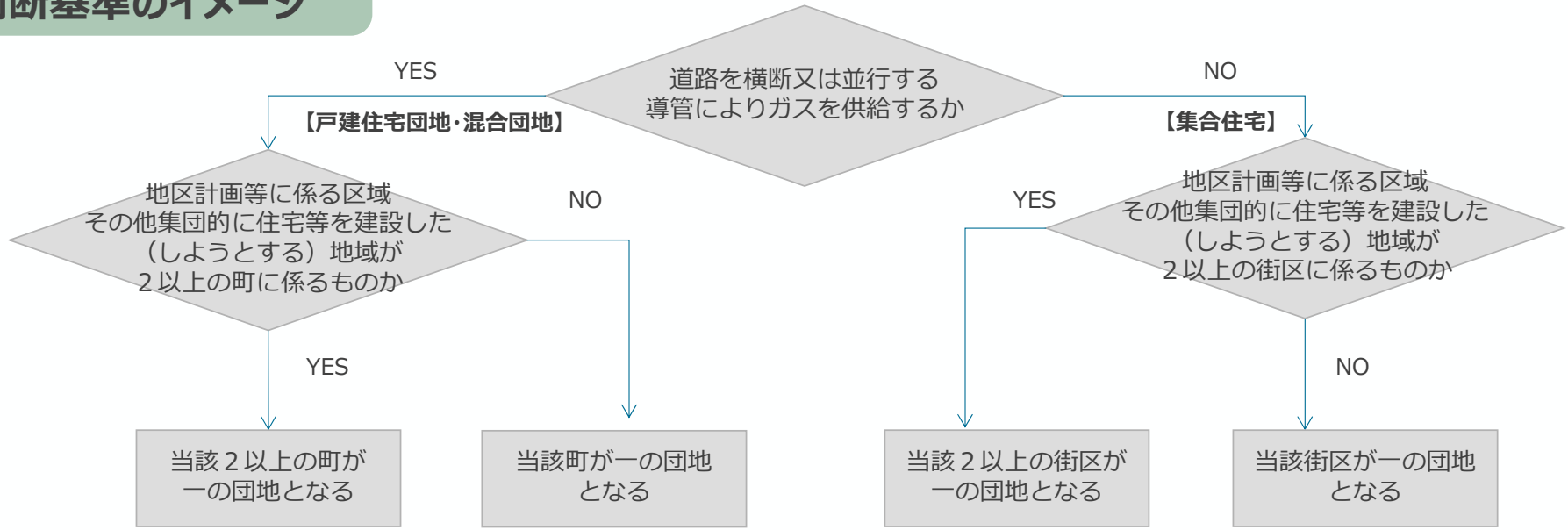
＜「町（××■丁目）」を一の団地とみるケース＞

- Ａ社が戸建導管供給ｅ及びｆに新規供給を開始する場合
- 住宅団地のため、道路を横断又は並行する導管による供給に該当
- 住居表示制度が取り入れられているため、戸建導管供給ｅ及びｆに係る一の団地は、××■丁目となる。
- ××■丁目には、集合住宅A棟、B棟及びC棟があるが、導管形態が異なるため合算しない。
- ただし、××■丁目には、同じ導管形態で既存供給している戸建導管供給ａ～ｄがあり、戸建導管供給ｅ及びｆと同じ導管供給形態であるため、××■丁目内で１つの一の団地を形成する。
- よって、総供給地点数は100戸となり、戸建導管供給ａ～ｆは全てガス事業法が**適用**される。

※ただし、戸建導管供給ａ～ｄが旧通達基準により、既にガス事業法の適用を受けている場合は、「町（××■丁目）」を一の団地とするＡ社の総供給地点数は、戸建導管供給ｅ及びｆの40戸となり、戸建導管供給ｅ及びｆ共にガス事業法の**適用外**となる（次ページ※２参照）。

6．「一の団地」について⑱

判断基準のイメージ



（注1）住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。
（注2）本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」（都市計画法第１２条の４第１項第１号）とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。
※地区計画の他、都市計画に定められる「一団地の住宅施設（都市計画法第１１条第１項第８号）」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

●「道路を横断又は並行しない導管」
→ マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる**『集合住宅』へ供給する場合の導管**を指す。
●「道路を横断又は並行する導管」
→ **道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる**『住宅団地・混合団地』へ供給する場合の導管**を指す。

※１「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

※２上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年４月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。
ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える（供給地点数としてカウントしない）。

６．「一の団地」について⑲ 参考資料

ガス事業法

第二条　この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のもの**に限る。）をいう。

通達

「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」

１　「第１章 総則」関係
（１）法第２条第１項（小売供給）関係
①　略
②「一の団地」について
「一の団地」とは**道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画**。以下この②において同じ。）とする。
（以下略）

６．「一の団地」について⑳ 参考資料

街区方式による住居表示の実施基準

（昭和三十八年自治省告示第百十七号）

第１　１

（１）　町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

（２）　町の形状及び規模

イ　町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

ロ　町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

２　町の名称の定め方（略）

３　街区割り

（１）　４～５　（略）**街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定める**ものとすること。

（２）　街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積３,０００平方メートル～５,０００平方メートル、戸数３０戸程度が適当であること。

6．「一の団地」について㉑参考資料

ガス事業法等の解釈及び運用通達における 「一の団地」の基本的な考え方について（抜粋）

（２）現行のメルクマール　（資源エネルギー庁ガス市場整備室　令和元年８月１日）

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「道路等」という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年自治省告示第117号」第1「住居表示の実施基準」の３（1）及び７（2）を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000～5,000㎡が適当とされている。

（３）メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

＜メルクマールに新たに追加すべきもの＞
「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

（４）今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

6．「一の団地」について㉑ 参考資料

一団の土地

■ 以下の①～③の地域については、別々の町若しくは字又は街区であっても、当該地域が隣接している場合は、2以上の町若しくは字又は街区をまとめて「一の団地」とする運用となっている。

① 都市計画法第4条第9項に規定する「地区計画等（同法第12条の4第１号（地区計画）及び第5号（集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第一項の規定による集落地区計画）に限る）」に係る地区
※当該地区計画等において、地区を複数に区分する場合は、区分された各地区

② 都市計画法第11条第1項第8号に規定する一団地の住宅施設

③ ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建設し、又はしようとする地域

③の地域の判断基準としては、以下の全ての要件を満たしていることが想定される（『国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針』における「一団の土地」の定義を参考にしている）。
（１）（当該地域の）土地の権利所有者が同一主体である（あった）こと
（２）（当該地域の）土地が、相互に連接するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有すること（隣接）
（３）（当該地域の）土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されたものであること。

③の地域に該当するかの簡易的な判断方法として、土地に建設されたマンション名等から、一連の需要群であることが明確である場合や同一ブランドを冠するかが一つの指針となり得る（一連の需要群や同一ブランドであれば、時期・目的等について相互に密接な関連を持っており、当該地域の土地の権利者も同一主体である（あった）可能性が高い）。
（例）「第Ⅰ期分譲／開発」・「第Ⅱ期分譲／開発」
「○○マンションA（Ⅰ号）」・「○○マンションB（Ⅱ号）」
「ライオンズマンション○○」・「ライオンズマンション▲▲」

７．法令違反・不適切事例

7．法令違反･不適切事例①

事案A：無許可（無登録）で70戸以上の個別住宅や集合住宅に供給（旧法第37条の2、法7条）

- 該当事業者において、現場の責任者として事案を判断する立場の者が、「一つの供給設備から導管でつながった地点が70地点以上の場合のみ、ガス事業法上のガス小売事業（旧簡易ガス事業）に該当する」と誤認したまま長期間業務に従事していた。（一の団地の解釈の誤認）
- 担当者が交代し、新担当者が協会の研修会に参加したことにより、ガス事業法上の正しい解釈を認識したことで発覚。
- また、新担当者が認識後も、組織として法令違反であることを確定するまでに時間がかかり、当局報告まで長期間を要した。

事案B：（自由化団地）供給条件の説明、書面交付義務違反（法第14条・15条）

- 該当事業者において、現場の責任者として事案を判断する立場の者が、小売供給約款を需要家に交付すれば、法第14条の供給条件の説明、書面の交付及び法第15条の書面の交付義務を履行することになると解釈していた。
- 小売供給約款の交付のみでは、法で定める項目を満たしておらず、規則第14条に定める省略に対する承諾も不十分だった。

7．法令違反･不適切事例②

料金の誤徴収(法第14条、第15条違反)

- 基準平均原料価格に基づく上限バンドを超えて料金を徴収していたケース、上限バンドを下回っていたにも関わらず、上限バンドの金額を徴収していたケース等。

（経過措置団地）供給約款による供給義務違反（旧法第37条の6の2）
地点の変更許可漏れ（改正法附則第29条）

- 自治体の激変緩和対策等により値引きを行う場合で、特別供給条件の認可申請を行っていなかったケース。
- 約款に定める単位料金の調整を行っていなかったケース。
- 地点の増減があったにもかかわらず、許可を受けていなかったケース。

７．法令違反･不適切事例③

➡複数人で確認する。１人の担当者に任せきりにしない。

- 旧簡易ガス事業に詳しい者の従事期間が長くなると個業化が起こることが懸念される。
- 周囲の者から担当者への進言が難しくなる。
- 分量に関わらず、複数人でシェア、チェックする。

➡ 違法状態は１日も早く適法化を図る。

- スピード感を持って対応。
- 当局へ報告する場合、正確性の観点から社内確認に時間を要することも考えられる是正を最優先に。
- 疑いの段階、相談ベースで構わないので当局へ連絡を。

その他

- 今年度の立入検査(法１４条、１５条、一の団地の再確認)
- 定期的評価実施予定

【お問合せ先】

関東経済産業局
資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係

〒330-9715
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
合同庁舎１号館８階

TEL ：048-600-0413
Mail：bzl-kanto-gaskouri@meti.go.jp
URL：https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/index.html

（ご参考）　電ガネットを使った手続き

（例）ガス小売事業氏名等変更届出書

（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（1）

『ガス小売事業氏名等変更届出』とは

- 事業者の名称
- 事業者の住所（本社）
- 代表者氏名
- 主たる営業所、その他の営業所の名称・所在地
- 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先　等　に変更があった場合の届出手続きです。



今回は代表者が変更になった場合を例に操作手順を紹介します。
とても簡単です。

①　電ガネットにログインし、トップページから『手続きを作成する』を押下します

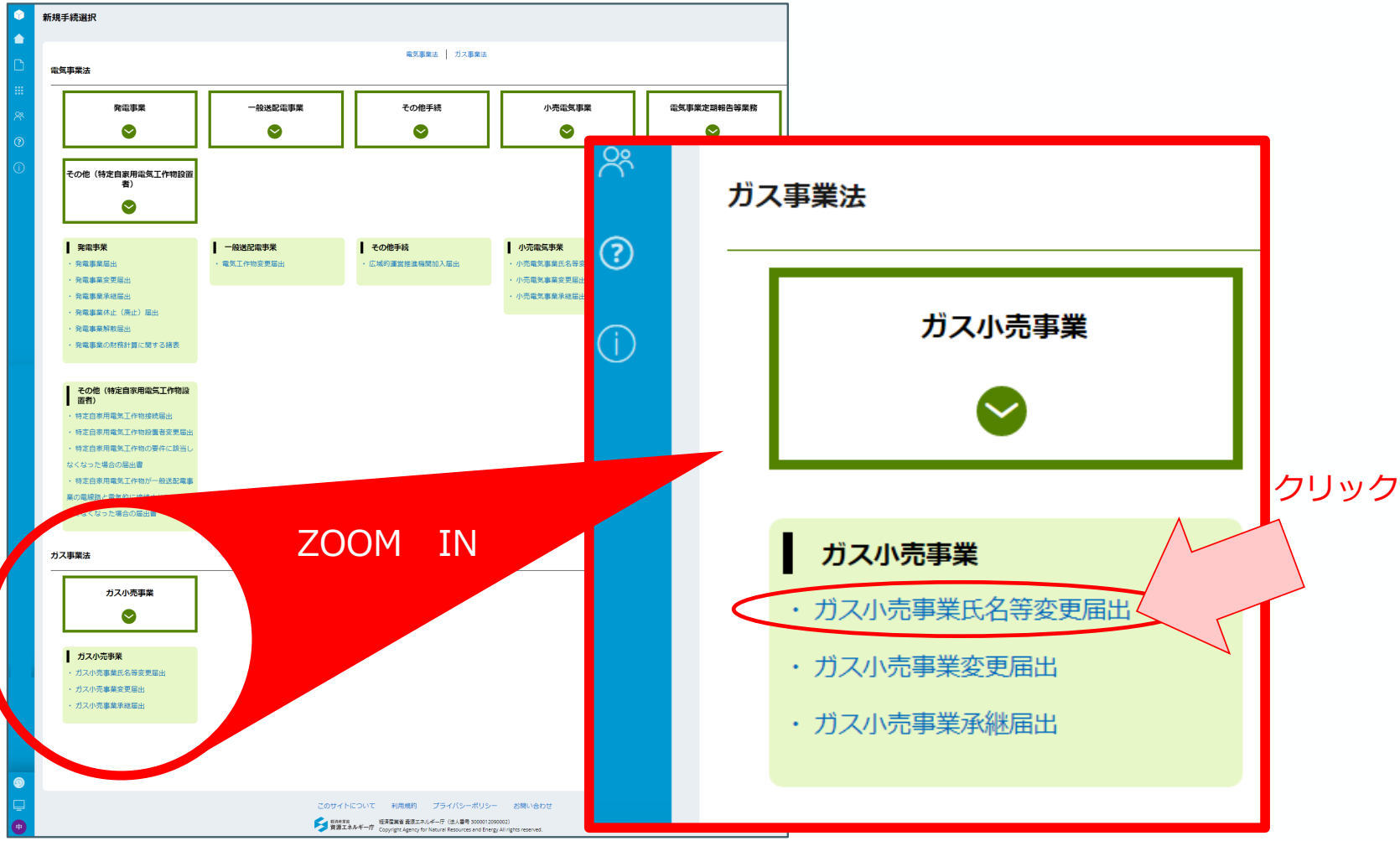
トップページ（イメージ）



クリック

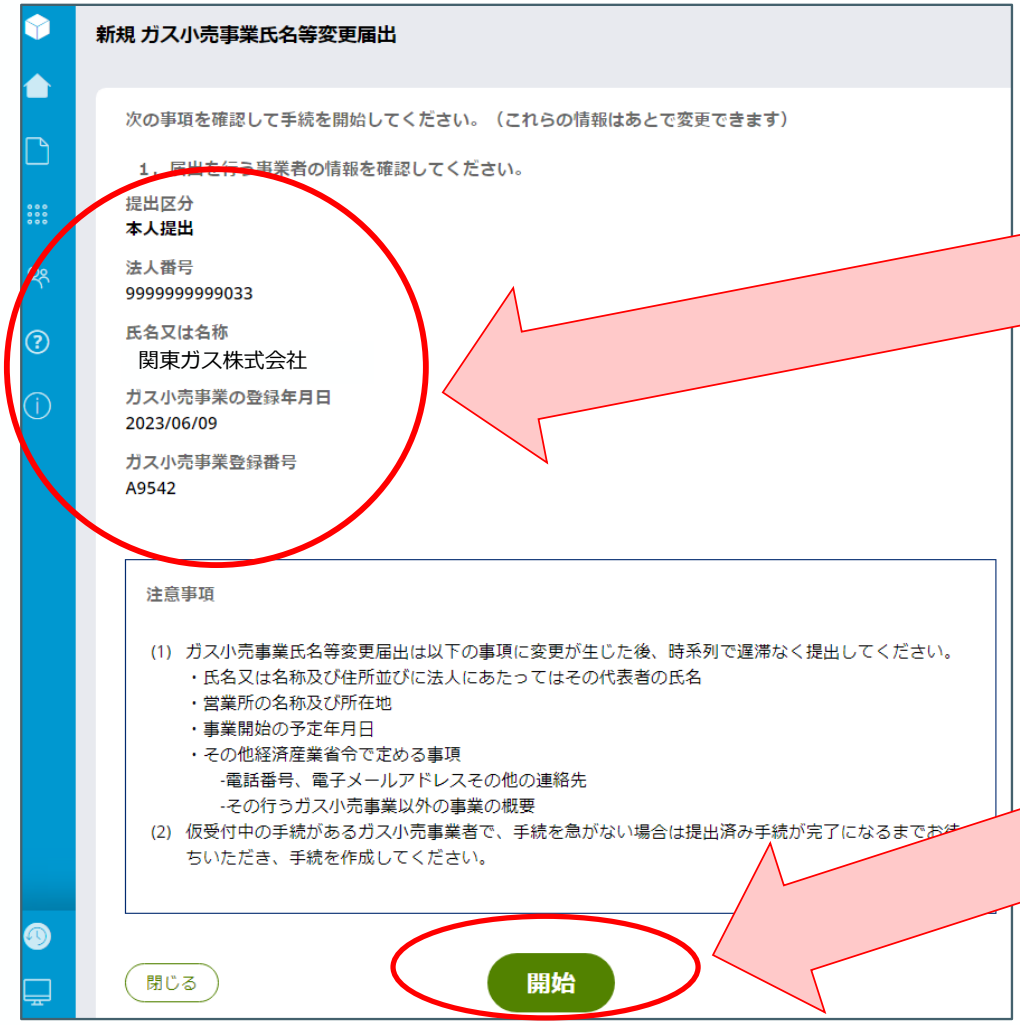
（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（2）

②　新規手続選択画面が出てくるので「ガス小売事業氏名等変更届出」を押下



（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（3）

③　操作しているアカウントが届出対象の事業者のものであることをご確認ください



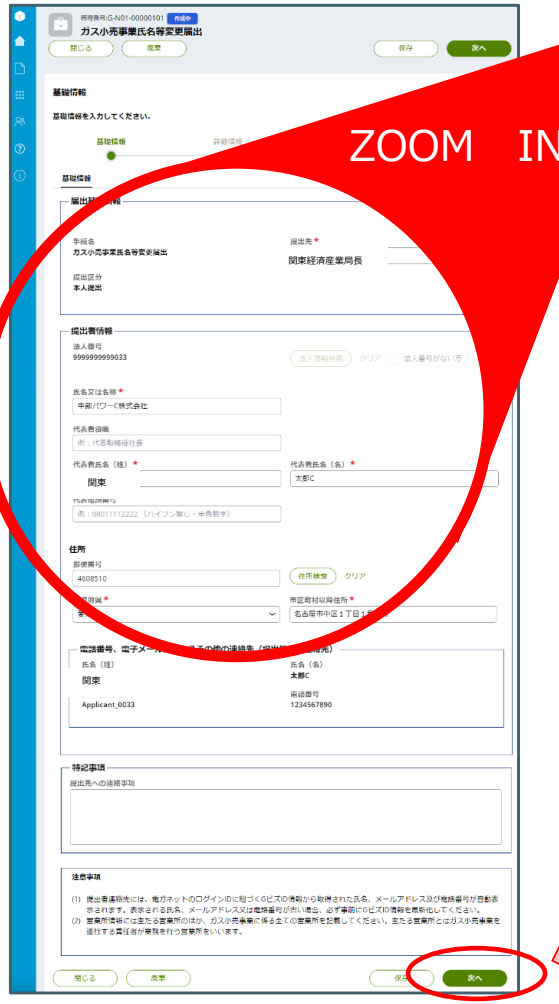
操作アカウントから、
システムに登録されている
事業者データが自動で読み込まれます。



確認後
クリック

（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（4）

④　届出の提出先を選択後、新しい代表者名を入力し、画面下の『次へ』を押下



届出基礎情報

提出先の決定条件

手続名
ガス小売事業氏名等変更届出

提出先 *
関東経済産業局長

提出区分
本人提出

＊マークは必須入力事項

提出者情報

法人番号
9999999999033
法人情報検索　クリア　法人番号がない方

各項目には自動的に現在の登録状況が転記されています。

氏名又は名称 *
関東ガス株式会社

代表者役職
例：代表取締役社長

代表者氏名（姓）*
関東

代表者氏名（名）*
太郎C

代表電話番号
例：08011112222（ハイフン無し・半角数字）

今回は代表者を関東 太郎Cさんから
関東 次郎Aさんに変更します。
ここで、(名)に次郎Aを入力。

住所

郵便番号
3300123
住所検索　クリア

『次へ』をクリック

埼玉県

市区町村以降住所 *
さいたま市中央区１丁目１番地

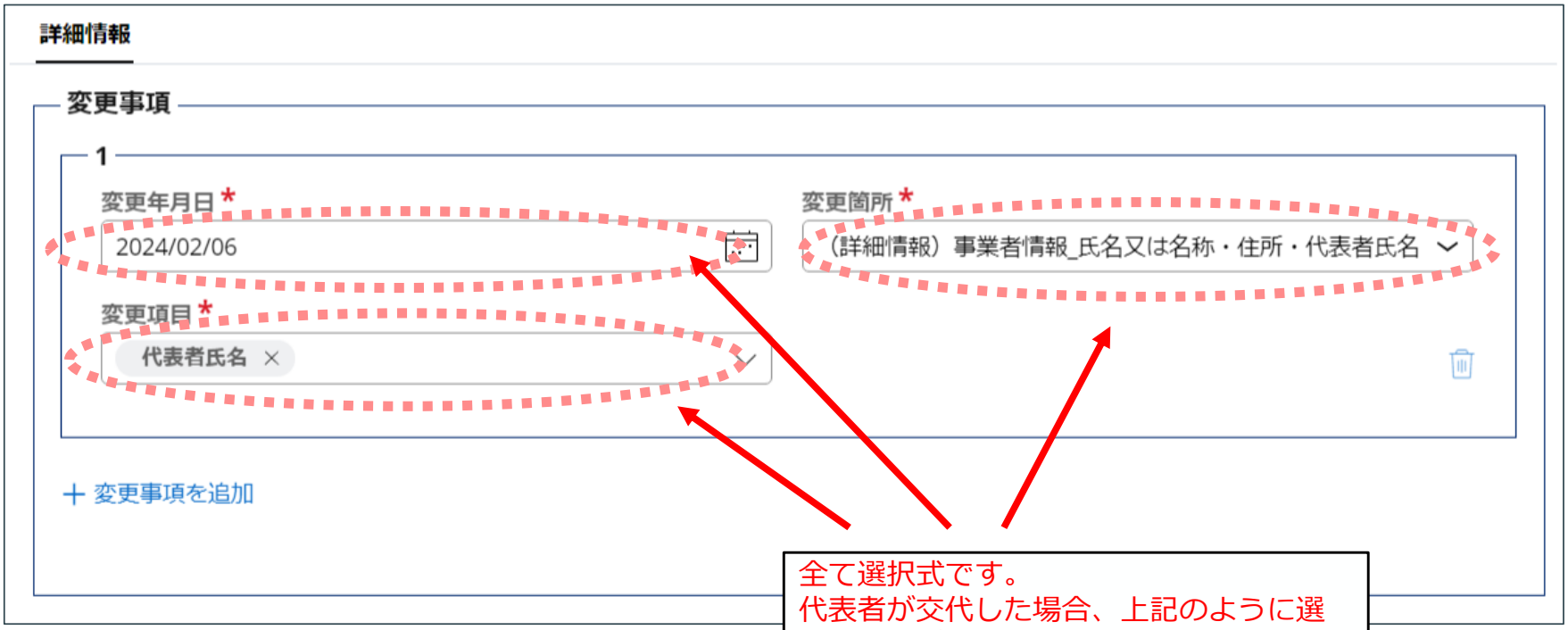
（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（5）

⑤　届出の内容を入力するための『詳細情報』画面が表示されます



（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（6）

⑤-1　届出内容の詳細情報入力画面から変更年月日、届出種別、変更概要を選択



（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（6）

⑤-1　（様式第２）ガス小売事業遂行体制説明書、（様式第３）苦情等処理体制説明書の変更がある場合

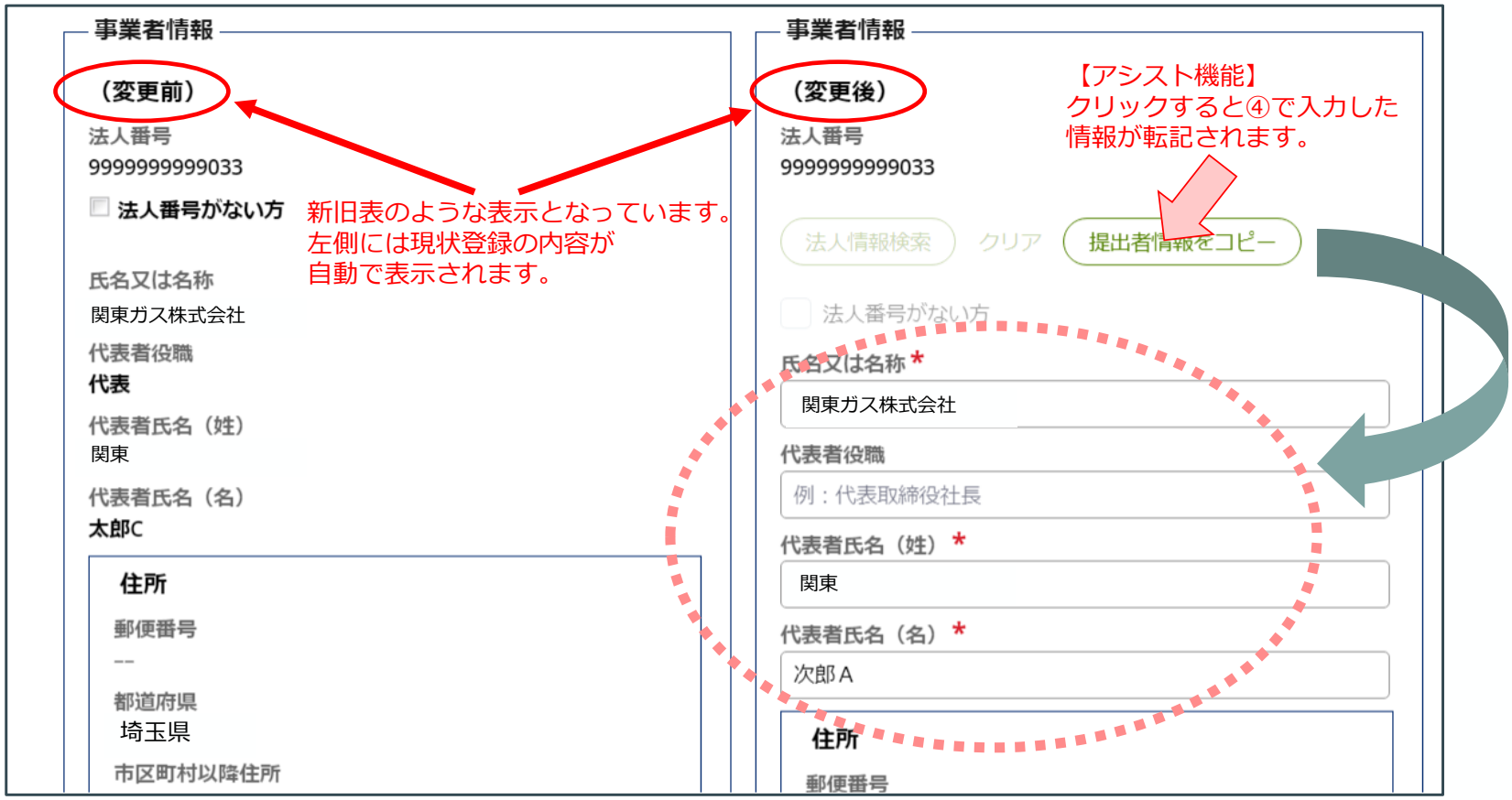


変更事項が複数ある場合はこちらをクリック

様式第２、様式第３の変更がある場合は、「変更事項を追加」ボタンをクリック後、上記項目を選択してください。

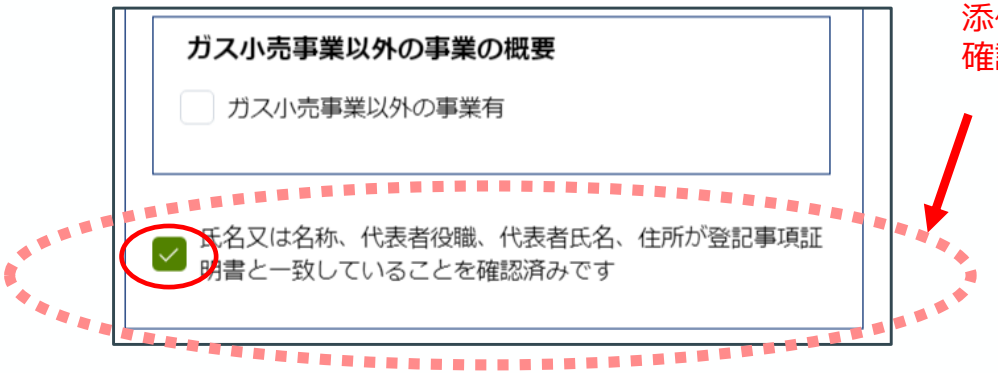
（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（7）

⑤-2　変更前後の事業者情報が並んでいますので“後”の氏名を変更します。



（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（8）

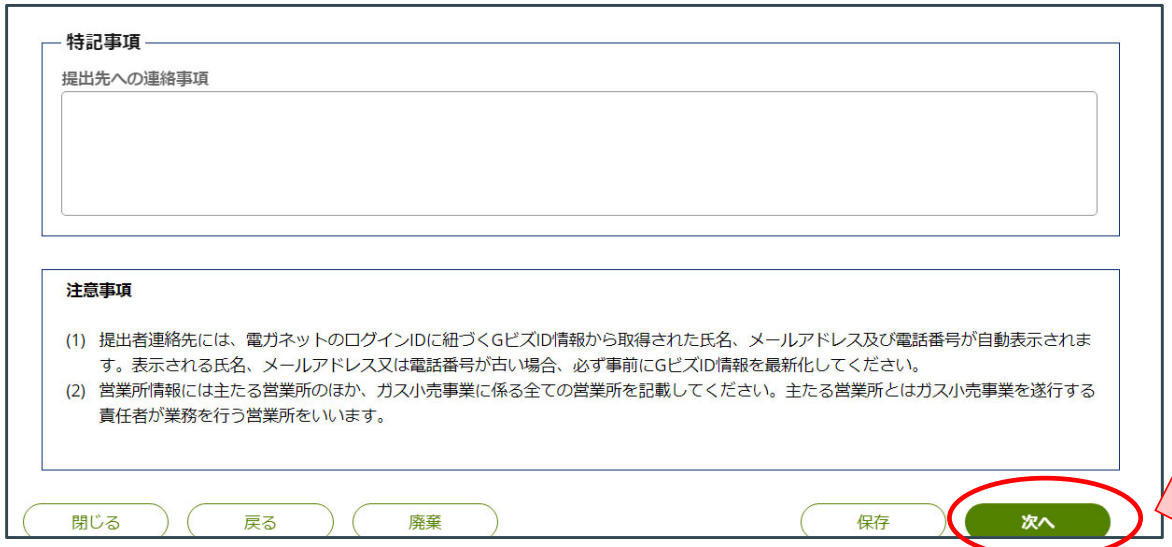
⑤-3　添付資料確認にチェックを入れて画面最下段『次へ』を押下



氏名等変更届出の場合特有の操作です。
添付書類との突合について事前確認をお願いします。
確認後、BOXを押下し、チェックを入れてください。

※代表者氏名の変更手続きでは履歴事項全部証明書の写し等の変更を確認できる書類の添付提出が必要です。

※資料の添付作業は次の項で行います

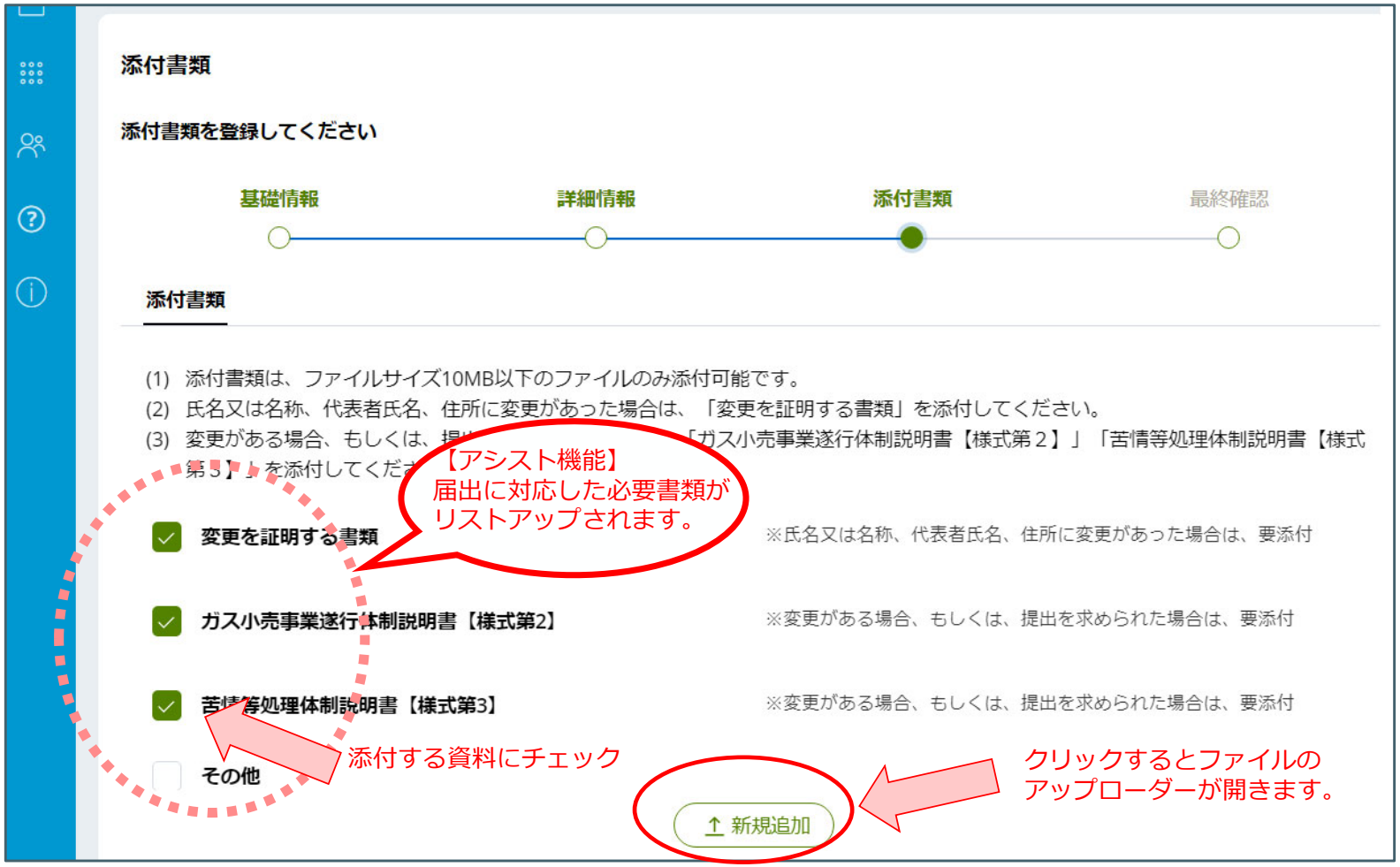


上記で詳細情報画面は完了です。
画面最下段にある『次へ』を押下してください。

『次へ』をクリック

（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（9）

⑥-1　添付書類の登録画面が表示されたら必要書類にチェックを入れ『新規追加』を押下



（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（10）

⑥-2　ウィンドにファイルをドロップor選択しカテゴリを選択のうえ『添付』を押下



【重要】
前ページの作業でチェックをした書類が選択肢として出てきます。
なお、カテゴリを選択しないと、資料の添付漏れチェック機能に引っかかり、アップロードが出来ませんのでご注意ください。

カテゴリ選択まで確認しクリック

（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（11）

⑥-3　提出するファイルを確認の上『次へ』を押下



チェックボックスと
添付ファイルのカテゴリの整合、
添付ファイルの数などを確認し、
クリック

（参考）　（操作の一例）ガス小売事業氏名等変更届出を提出する（12）

⑦　最終確認画面が表示されるので内容を確認の上『提出』を押下



画面最上段、最下段
に提出ボタンあり。
（どちらも同じ）

これでお手続きは完了です。
添付資料が完成していれば
慣れれば電ガネット操作自体は
十数分程度で済みます。

【お問合せ先】
関東経済産業局
資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係

〒330-9715
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
合同庁舎１号館８階

TEL ：048-600-0413
Mail：bzl-kanto-gaskouri@meti.go.jp
URL：https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/index.html